

水戸市行財政改革プラン 2016

【大綱及び前期実施計画】

～ 強くしなやかな行財政運営の構築 ～

水 戸 市

目 次

Ⅰ 大綱

| | |
|-----------------------|----|
| 1 行財政改革プラン 2016 策定の趣旨 | 1 |
| 2 水戸市行財政の状況と課題 | 2 |
| (1) 行財政改革プラン 2013 の取組 | 2 |
| (2) 行政運営体制 | 3 |
| ア 組織 | |
| イ 職員定数 | |
| ウ 人事・給与 | |
| (3) 財政の状況 | 6 |
| ア 歳入 | |
| イ 歳出 | |
| ウ 基金と市債残高の推移 | |
| エ 財政指標の推移 | |
| (4) 今後の財政見通し | 12 |
| 3 行財政改革の基本的な考え方 | 13 |
| (1) 改革の基本理念 | 13 |
| (2) 計画の構成 | 14 |
| (3) 改革の実施期間 | 14 |

| | |
|-----------------------|----|
| 4 行財政改革の柱 | 15 |
| 1 質の高い市民サービスの提供 | 17 |
| 2 市民との協働によるまちづくりの推進 | 17 |
| 3 柔軟な行政運営体制の構築 | 18 |
| 4 未来へ向けた財政基盤の構築 | 19 |
| 5 地方創生時代にふさわしい人材の育成 | 19 |
| 5 行財政改革の進行管理 | 21 |
| 参考 水戸市行財政改革プラン2013の取組 | 23 |

II 前期実施計画

1 前期実施計画策定の基本的な考え方

| | |
|----------------------|----|
| (1) 前期実施計画策定の趣旨 | 27 |
| (2) 前期実施計画の期間 | 27 |
| (3) 前期実施計画の推進体制 | 27 |
| ア 行政改革推進本部における進行管理 | |
| イ 市民への公表 | |
| ウ 市議会及び行政改革推進委員会への報告 | |

2 行財政改革の具体的施策

| | |
|----------------------|----|
| (1) 質の高い市民サービスの提供 | 28 |
| ① 市民サービスの見直し | |
| 1 窓口サービスの見直し | 28 |
| ② 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実 | |
| 2 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実 | 29 |
| 3 オープンデータの推進 | 30 |
| ③ 市民意見の反映 | |
| 4 市民意見の反映 | 31 |
| ④ 事務権限の拡大 | |
| 5 中核市移行の推進 | 32 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (2) 市民との協働によるまちづくりの推進 | 33 |
| ⑤ 市民との協働事業の推進 | |
| 6 協働の体制づくり | 33 |
| 7 地域に関わる担い手の育成 | 34 |
| 8 ボランティア団体・N P Oの情報の一元化及び活用の推進 | 35 |
| 9 協働事業の充実 | 36 |
| (3) 柔軟な行政運営体制の構築 | 37 |
| ⑥ 組織、職員定数及び施設の適正管理 | |
| 10 組織・機構の適正管理 | 37 |
| 11 職員定数の適正管理 | 38 |
| 12 公共施設等総合管理計画の策定 | 39 |
| 13 保育所・幼稚園の適正配置 | 40 |
| ⑦ 事務事業の見直し | |
| 14 事務事業の見直し | 41 |
| 15 I C Tの活用 | 43 |
| 16 一部事務組合のあり方の検討 | 44 |
| ⑧ 民間活力活用の推進 | |
| 17 事務事業の民間活力活用の推進 | 46 |
| 18 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進 | 47 |
| (4) 未来へ向けた財政基盤の構築 | 48 |
| ⑨ 的確な財政分析 | |

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 19 | 財政状況の分析 | 48 |
| 20 | 大型プロジェクトの財政計画の公表 | 49 |
| 21 | 中長期的視点に基づく財政運営 | 50 |
| ⑩ | 歳出の合理化 | |
| 22 | 給与の適正化 | 51 |
| 23 | 補助金・負担金の適正化 | 52 |
| 24 | 社会保障制度の適正な運営 | 53 |
| 25 | 外郭団体の財務体質・執行体制の改善 | 56 |
| ⑪ | 歳入の確保 | |
| 26 | 収納率の向上 | 57 |
| 27 | 受益者負担の適正化 | 58 |
| 28 | 未利用財産の活用と処分 | 59 |
| 29 | 新たな財源の拡充 | 60 |
| (5) | 地方創生時代にふさわしい人材の育成 | 61 |
| ⑫ | 人材の育成 | |
| 30 | 職員の能力育成 | 61 |
| 31 | 人事評価制度の推進 | 62 |
| ⑬ | 多様な人材の確保 | |
| 32 | 多様な人材の確保 | 63 |
| ⑭ | ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| 33 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | 64 |

I 大 纲

1 行財政改革プラン 2016 策定の趣旨

本市においては、これまで、数次にわたり行財政改革プランを策定し、改革を進めてきました。

行財政改革プラン 2013 においては、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指して、市民の視点に立った行政サービスの提供や将来を見据えた財政基盤の構築などを基本的方向として掲げ、積極的な改革に取り組んできました。その結果、平日窓口時間の延長、民間活力活用の推進、収納率の向上、市債残高の減少、財政調整基金の増加など、一定の成果を上げてきたところです。

我が国における経済は、金融緩和、財政出動及び成長戦略を中心とした経済政策の推進により、企業収益が回復基調となり、所得や雇用が改善するなど緩やかな回復が続いている。

地方財政においては、東日本大震災などの影響により低迷していた地方税収入が回復基調となる一方で、社会保障関係経費が増加し、公債費が高い水準で推移するなど厳しい状況が続いている。

また、国においては、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、活力ある日本社会の維持、地方からの日本創生に向けた取組が進められており、地方においても、人口減少に対応し、自主・自立したまちづくりを進めていくこととされています。

このような中、本市においては、「水戸市第6次総合計画一みと魁プラン」に掲げた将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け、市民との協働により、計画的な行政運営を進め、市民が誇りを持てる都市、将来にわたって発展する都市を目指すことはもとより、地方創生に向けた取組も推進することとしています。

また、行政サービスの向上はもちろん、将来の水戸市の発展に向け、市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館及び東町運動公園新体育館整備の四つの大型

プロジェクトとともに、中核市への移行に向けた取組など様々な施策を推進しています。

これらの施策を推進し、複雑・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの質を向上させるためには、安定した行財政基盤を構築すること、限られた資源の有効活用を図ること、そしてそれらを担う人材を育成することが必要です。

また、大型プロジェクトの推進に当たっては、その財政計画を市民に丁寧に説明し、その理解を得ながら進めることが重要です。

そのため、新たな行財政改革プランを策定し、これらの施策を推進する力強さと、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持った「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指して、全庁を挙げて行財政改革に取り組むこととします。

2 水戸市行財政の状況と課題

行財政改革プラン 2016 を策定するためには、行財政改革プラン 2013 の取組状況と本市の行財政状況を踏まえる必要があります。

本市の行財政改革プラン 2013 の取組状況、行政運営体制の状況、財政の状況は次のとおりです。

(1) 行財政改革プラン 2013 の取組

平成 24 年 12 月に策定した行財政改革プラン 2013 においては、「市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指して」を基本理念に掲げ、36 の実施項目のうち、協働事業の充実と体制づくり、簡素で機能的な組織・機構の編成など、9 の実施項目において、年度計画を達成しております。また、平成 27 年度末までに達成見込の項目が 10 項目あります。

しかし、公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進、人事配置による職員の能力育成など 17 の実施項目においては、一部実施にとどまっています。

す。これらの項目については、引き続き、行財政改革プラン 2016 の柱に照らしながら取り組んでいきます。（参考 水戸市行財政改革プラン 2013 の取組」参照）

なお、給与の適正化、受益者負担の適正化、未利用財産の処分などにより、平成 27 年 7 月 31 日現在で約 27 億 4,000 万円の財政効果を上げています。

行財政改革プラン 2013 の実施状況（実施計画 36 項目）

（平成 27 年 7 月 31 日現在）

| 実施 | 実施見込 | 一部実施 |
|-------|-------|-------|
| 9 | 10 | 17 |
| 【25%】 | 【28%】 | 【47%】 |

（2）行政運営体制

ア 組 織

組織の編成については、政策課題への柔軟な対応を図るため、毎年度、見直しを行っているところです。平成 27 年度には、市民の主体的な活動を推進するために、市民環境部と関係部課を再編し、市民協働部を設置したほか、バスやタクシーなど市民の足の確保の検討や自転車走行空間の整備など公共交通施策の重点的かつ効果的な推進を図るために、交通政策課を設置するなど、大きな見直しを行いました。

また、大型プロジェクト（「市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館及び東町運動公園新体育館の整備」をいう。以下同じ。）の一層の推進を図るために、新庁舎整備課、新ごみ処理施設整備課、文化交流課新市民会館整備係及びスポーツ課体育施設整備室東町新体育館整備係を設置しています。

その結果、本市の組織は、平成 27 年度において、16 部 83 課 243 係の構成となり、平成 23 年度比で 1 課 4 係の増となっております。

今後は、国民体育大会の開催による一時的な業務増加への対応や中核市移

行による大幅な業務増への対応のほか、時代の課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織の編成を進める必要があります。

組織・機構数の推移 (各年度 4月 1日現在)

| 区分 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 部 | 1 6 | 1 5 | 1 5 | 1 5 | 1 6 |
| 課 | 8 2 | 8 2 | 8 2 | 8 4 | 8 3 |
| 室 | 9 | 1 0 | 1 0 | 1 0 | 1 0 |
| 係 | 2 3 9 | 2 4 1 | 2 4 1 | 2 4 1 | 2 4 3 |

イ 職員定数

厳しい行財政環境の中においては、義務的経費の抑制は大きな課題となつており、財政構造の硬直化を防ぐため、市民サービスの維持、向上に十分配慮しながら、民間活力の活用や事務の効率化を図り、職員定数の削減を進めてきました。特に、平成 23 年度定数を基準として 4 年間で 100 人の削減を行うことを目標値として取り組んでまいりましたが、民間活力活用等により 148 人の削減を図る一方で、新規事業の展開等により 96 人の増員となったことから、全体で 52 人の削減にとどまっております。

今後は、国民体育大会等の新たな行政需要に対応するとともに、民間活力の活用や事務の効率化などを推進し、職員定数の適正化に努める必要があります。

職員定数と人件費総額の推移 (各年度 4月 1日現在)

| 部局名 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市長部局 | 1,259 人 | 1,131 人 | 1,119 人 | 1,119 人 | 1,135 人 |
| 消 防 | 339 人 |
| 水 道 | 124 人 | 121 人 | 116 人 | 112 人 | 112 人 |
| 行政委員会事務局 | 332 人 | 433 人 | 429 人 | 428 人 | 416 人 |
| 議会事務局 | 15 人 |
| 合 計 | 2,069 人 | 2,039 人 | 2,018 人 | 2,013 人 | 2,017 人 |
| 増 減 | | △30 人 | △21 人 | △5 人 | 4 人 |
| 増 減 累 計 | | △30 人 | △51 人 | △56 人 | △52 人 |
| 人件費総額 | 169 億円 | 165 億円 | 162 億円 | 164 億円 | 167 億円 |

※ 職員定数は、条例に基づいた定数を掲載している。人件費総額は、普通会計決算ベースで算出している。ただし、平成 27 年度は当初予算ベースで算出している。

ウ 人事・給与

人事管理については、今後も、毎年 40 人から 60 人程度の定年退職者が見込まれていることから、再任用制度などによりこれらの職員が持つ知識・技術の活用及び着実な継承を図るとともに、限られた人材で効果的かつ効率的な行政運営を行うために、新規採用者を計画的に確保し、地方創生時代にふさわしい人材を育成することが重要となっています。また、地方公務員法等の一部改正に伴い、人事評価を基礎とした能力及び実績に応じた人事管理制度の構築が求められています。

また、安定した行政運営を実現するためには、職員が健康で、能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働や心の健康などの課題に対応しながら、働きやすい労務環境を整備していく必要があります。

給与については、これまで民間賃金の状況等を勘案した給与改定を行うなど、給与の適正化に取り組んできたところです。また、平成 19 年度に給与構造の抜本的改革を、さらに平成 27 年度には給与制度の総合的な見直しを実施するとともに、住居手当など各種手当の見直しや管理職手当や常勤特別職等の給与減額など市独自の給与削減措置を実施しています。国家公務員との給与水準の比較指標である地域手当補正後の本市のラスパイレス指数は、国を 100 とした場合、平成 26 年度は 100.1 ポイントとなっており、国とほぼ同水準となっていますが、今後とも適正な給与水準の確保に努める必要があります。

今後の定年退職予定職員数の職種別推移

(平成 27 年 4 月 1 日現在の各年度末定年退職者見込み)

| 職種 | 平成27 年度 | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 平成30 年度 | 平成31 年度 | 平成32 年度 | 平成33 年度 | 平成34 年度 | 平成35 年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 行政職 | 50 人 | 42 人 | 26 人 | 35 人 | 26 人 | 25 人 | 17 人 | 26 人 | 20 人 |
| 消防職 | 3 人 | 7 人 | 8 人 | 7 人 | 6 人 | 10 人 | 8 人 | 9 人 | 11 人 |
| 技能労務職 | 9 人 | 8 人 | 15 人 | 16 人 | 10 人 | 15 人 | 11 人 | 6 人 | 6 人 |
| 合計 | 62 人 | 57 人 | 49 人 | 58 人 | 42 人 | 50 人 | 36 人 | 41 人 | 37 人 |

職種別・年齢別職員数

(平成 27 年 4 月 1 日現在, 単位 : 人)

| 職種 | 18 歳 ~24 歳 | 25 歳 ~29 歳 | 30 歳 ~34 歳 | 35 歳 ~39 歳 | 40 歳 ~44 歳 | 45 歳 ~49 歳 | 50 歳 ~54 歳 | 55 歳 ~59 歳 | 60 歳 ~64 歳 | 計 |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 行政職 | 97 | 232 | 176 | 229 | 246 | 133 | 103 | 179 | 47 | 1,442 |
| 消防職 | 35 | 43 | 33 | 35 | 62 | 52 | 46 | 31 | — | 337 |
| 技能労務職 | — | — | 3 | 25 | 47 | 30 | 49 | 58 | 33 | 245 |
| 合計 | 132 | 275 | 212 | 289 | 355 | 215 | 198 | 268 | 80 | 2,024 |

※ 職員数は、休職者等も含めた現員数を掲載している。60~64 歳の職員は、定年退職後の再任用制度に基づく職員である。

ラスパイレス指數の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|
| ラスパイレス指數 (地域手当補正後) | 100.3 (95.3) | 99.7 (96.1) | 100.1 (97.4) | 99.9 (98.1) | 100.1 (100.1) |

※ ラスパイレス指數とは、一般行政職における国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指數である。

(3) 財政の状況

ア 嶓 入

歳入の根幹である市税収入は、世界的な不況や東日本大震災の影響により平成 23 年度には 406 億円まで減少しましたが、景気回復により個人市民税や法人市民税の調定額が増加するとともに、収納対策の強化により収納率が平成 23 年度の 87.8% から平成 26 年度の 92.9% に向上した結果、平成 26 年度には 421 億円まで回復しています。

地方交付税のうち普通交付税は、国の三位一体の改革等の影響により平成 20 年度には 38 億円まで減少しましたが、その後、地方の安定的な財政運営の確保に向けて、財源の充実が図られたことなどから、平成 26 年度には 71 億円まで回復しています。また、特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興事業の財源として、平成 23 年度以降、震災復興特別交付税が交付されていることから、大幅に増加しています。

市債は、都市インフラや公共施設整備など投資的事業の財源となる普通債のほか、普通交付税の代替である臨時財政対策債など財源不足を補うものがあります。

市債の発行額が多くなると後年度の公債費負担が膨らみ、財政構造を硬直化させる要因になりますので、市債発行基準を設け、普通債の借入を抑制してきました。また、近年では、交付税の原資である国税収入の不足により、臨時財政対策債の借入が増加しています。

歳 入 の 推 移 (普 通 会 計)

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 20 年度 | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 歳入総額 | 881 億円 | 787 億円 | 1,036 億円 | 1,053 億円 |
| 市 稅 | 383 億円 | 423 億円 | 406 億円 | 421 億円 |
| 地方譲与税等 | 72 億円 | 50 億円 | 45 億円 | 49 億円 |
| 地方交付税 | 65 億円 | 44 億円 | 154 億円 | 92 億円 |
| 普通交付税 | 58 億円 | 38 億円 | 80 億円 | 71 億円 |
| 特別交付税 | 7 億円 | 6 億円 | 74 億円 | 21 億円 |
| 国県支出金 | 161 億円 | 126 億円 | 246 億円 | 240 億円 |
| 市 債 (うち臨時財政対策債) | 82 億円 (26 億円) | 48 億円 (20 億円) | 71 億円 (47 億円) | 106 億円 (45 億円) |
| そ の 他 | 118 億円 | 96 億円 | 114 億円 | 145 億円 |
| 市税収納率 | 87.8% | 88.1% | 87.8% | 92.9% |

イ 歳 出

歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の割合が大きくなるほど、財政の弾力性が失われます。職員定数の削減により人件費が、市債発行の抑制により公債費がそれぞれ減少する一方で、社会保障費である扶助費が大幅に増加しているため、本市の義務的経費比率は、平成 17 年度の 49.9% から、平成 26 年度には 53.0% に増加しています。

また、特別会計への繰出金が近年大幅に増加しているのは、高齢化の進行に伴う医療費や介護給付費の増加に加え、国民健康保険会計の赤字解消に向

けて臨時的な繰出しを行っているためです。

これらの結果、普通建設事業費は抑制せざるを得ない状況が続いているおり、平成 17 年度には 167 億円であったものが、平成 23 年度には 79 億円まで減少したもの、平成 26 年度は、平成 25 年度末の国の大型補正に伴う繰越事業や新ごみ処理施設整備事業用地の先行取得等の臨時的な事業により、大幅な増加となっています。

歳出の推移（普通会計）

| 区分 | 平成 17 年度 | 平成 20 年度 | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 歳出合計 | 860 億円 | 779 億円 | 955 億円 | 1,004 億円 |
| 義務的経費合計 | 429 億円 | 441 億円 | 515 億円 | 532 億円 |
| 人件費 (うち職員給) | 173 億円 (119 億円) | 169 億円 (114 億円) | 169 億円 (106 億円) | 164 億円 (107 億円) |
| 扶助費 | 135 億円 | 157 億円 | 238 億円 | 263 億円 |
| 公債費 | 121 億円 | 115 儻円 | 108 億円 | 105 億円 |
| 義務的経費比率 | 49.9% | 56.6% | 53.9% | 53.0% |
| 普通建設事業費 | 167 億円 | 78 億円 | 79 億円 | 144 億円 |
| 災害復旧事業費 | — | — | 42 億円 | 6 億円 |
| 特別会計繰出金 | 109 億円 | 106 億円 | 132 億円 | 134 億円 |
| 下水道事業会計 | 59.9 億円 | 51.7 億円 | 57.1 億円 | 50.9 億円 |
| 国民健康保険会計 | 13.2 億円 | 12.9 億円 | 23.0 億円 | 26.1 億円 |
| 介護保険会計 | 16.1 億円 | 19.8 億円 | 22.3 億円 | 26.9 億円 |
| 後期高齢者医療会計 | — | 16.1 億円 | 22.3 億円 | 24.7 億円 |
| その他 | 155 億円 | 154 億円 | 187 億円 | 188 億円 |
| うち物件費 | 87 億円 | 88 億円 | 106 億円 | 106 億円 |
| うち維持補修費 | 8 億円 | 11 億円 | 10 億円 | 11 億円 |
| うち補助費等 | 41 億円 | 40 億円 | 39 億円 | 43 億円 |

ウ 基金と市債残高の推移

基金は、将来の大きな財政需要や災害等の不測の事態に備えるために積立を行うものです。

年度間の財源調整の役割を担う財政調整基金の残高は、平成 17 年度には 2 億円と枯渇寸前の状態になりましたが、行財政改革の推進により取崩しを抑制し、着実な積立を行った結果、平成 26 年度には 100 億円と大幅に増加しています。

今後は、災害などの不測の事態に備えるため、適正規模とされている標準財政規模（※）の 5 %から 10%程度の残高（平成 27 年度においては、28 億円から 56 億円）を確保しつつ、大型プロジェクトの財源として、計画的に活用する予定です。

市債残高については、その増加が将来の公債費の増大を招き、財政構造の硬直化の要因となることから抑制に努めてきた結果、普通債等の残高は、平成 17 年度の 813 億円から大幅に減少し、平成 26 年度には 536 億円となりました。

一方で、臨時財政対策債等の残高は、平成 17 年度の 257 億円から平成 26 年度には 435 億円となり、大幅に増加していますが、その償還金は全額が交付税措置されるため、実質的には市負担とはなりません。

また、特別・企業会計の市債残高は、下水道の集中的な整備などにより増加を続けていましたが、近年は減少に転じています。

※ 標準的な状態で見込まれる経常的な一般財源の額

基 金 及 び 市 債 残 高 の 推 移

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 20 年度 | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 財政調整基金 | 2 億円 | 17 億円 | 40 億円 | 100 億円 |
| 市民 1 人当たり残高 | 0.1 万円 | 0.6 万円 | 1.5 万円 | 3.7 万円 |
| 市債残高合計 | 2,288 億円 | 2,261 億円 | 2,226 億円 | 2,153 億円 |
| 市民 1 人当たり残高 | 87 万円 | 85 万円 | 83 万円 | 80 万円 |
| 普通会計合計 | 1,070 億円 | 968 億円 | 979 億円 | 971 億円 |
| うち普通債等 | 813 億円 | 687 億円 | 617 億円 | 536 億円 |
| うち臨時財政対策債等 | 257 億円 | 281 億円 | 362 億円 | 435 億円 |
| 特別・企業会計 | 1,218 億円 | 1,293 億円 | 1,247 億円 | 1,182 億円 |

エ 財政指標の推移

① 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体が標準的な行政活動に必要な財源を自主的にどれくらい調達できるのかを示す指標であり、この指数が 1.00 以上となる団体は、国から普通交付税が交付されない不交付団体となります。

本市の財政力指数は、扶助費の増加等により平成 26 年度には 0.83 まで低下しており、自立的な行政運営のため、収納対策の強化等により引き続き市税等の自主財源の確保に努めていく必要があります。

② 経常収支比率

経常収支比率は、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入のうち、人件費、扶助費、物件費、公債費などの経常的な経費に充当された額の割合を示す指標であり、この数値が小さいほど財政の弾力性が高いと言えます。

本市の経常収支比率は、地方交付税の増加等により平成 23 年度には 85.5% まで改善しましたが、扶助費や繰出金の増加により平成 26 年度には 88.3% となっています。

今後、少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加等により、比率の更なる悪化が懸念されることから、経常的経費の削減と市税等の経常一般財源の確保に一層努めていく必要があります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する実質的な公債費（一般会計等の地方債元利償還金、特別会計繰出金のうち公営企業債の元利償還金充当額、一部事務組合等負担金のうち組合等の地方債元利償還金充当額など）が、財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。この

比率が 18%以上になると市債の発行に県知事の許可が必要となり、 25%以上になると財政状況が悪化した団体と見なされ、 財政健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の実質公債費比率は、 平成 17 年度には 20.2%でしたが、 市債の発行抑制を続けた結果、 平成 26 年度には 9.7%まで改善し、 健全な財政状況にあります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、 一般会計等の将来負担額（一般会計等の地方債残高、 特別会計及び一部事務組合の地方債残高並びに外郭団体の債務残高のうち一般会計等の負担見込額、 職員の退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額など）が、 財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。 この比率が 350%以上になると、 財政状況が悪化した団体と見なされ、 財政健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の将来負担比率は、 平成 20 年度には 156.4%でしたが、 市債発行の抑制や土地開発公社の長期保有地の解消、 財政調整基金への着実な積立など、 行財政改革に取り組んだ結果、 平成 26 年度には 91.0%まで改善し、 健全な財政状況にあります。

主な財政指標の推移

| 区分 | 平成 17 年度 | 平成 20 年度 | 平成 23 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 財政力指数 | 0.84 | 0.90 | 0.83 | 0.83 |
| 経常収支比率 | 88.8% | 91.3% | 85.5% | 88.3% |
| 実質公債費比率 | 20.2% | 14.9% | 10.6% | 9.7% |
| 将来負担比率 | | 156.4% | 121.7% | 91.0% |

※ 将来負担比率は平成 19 年度から算定している指標である。

(4) 今後の財政見通し

地方財政は、国の三位一体の改革により地方交付税が大きく減額となるなど厳しい状況にありました。その後は、地方の安定的な財政運営に向けて一般財源総額の確実な確保が行われたことから、近年、歳入は堅調に推移しています。一方、歳出は増大する社会保障費に対応しなければならないため、依然として厳しい状況が続いています。

本市においても、行財政改革の着実な推進に伴い、基金残高は増加するとともに、市債残高は減少するなど財政状況の改善が続いているものの、少子高齢化の進行等に伴い、社会保障費が大幅な増加を続けており、今後も、その増加が避けられない状況となっています。

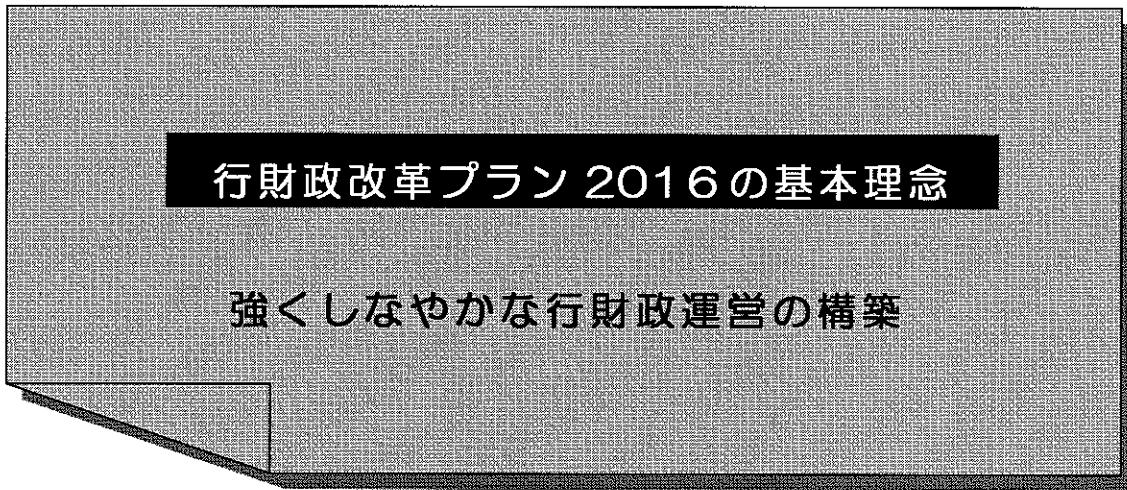
また、人口減少社会が本格的に到来する中、都市の魅力を向上させ、その競争力を高めるとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地方創生に向けた新たな施策の積極的な展開が求められています。

さらには、大型プロジェクトの実施に伴い、一時的に財政負担の増大が見込まれることから、財源確保に全力で取り組むとともに、着実に積み立ててきた財政調整基金を計画的に活用する必要があります。また、事業完了後においては、公債費負担の増加や施設の維持運営費等の新たな財政需要が見込まれることから、大型プロジェクトを除く通常事業の市債発行を抑制するとともに、減債基金の有効活用により将来にわたる公債費負担の軽減を図るなど、中長期的なビジョンに基づく財政運営を行う必要があります。

そのため、今後も行財政改革を着実に推進することにより、既存の事務事業経費の削減と歳入確保を図りながら、新たな財政需要に的確に対応できる強固な財政基盤を構築し、持続可能な財政運営の確立に取り組むものとします。

3 行財政改革の基本的な考え方

(1) 改革の基本理念



人口減少社会及び超高齢社会の到来や地方分権改革の推進など、本市をとりまく環境は大きく変化しています。また、大型プロジェクトをはじめとする第6次総合計画の各種施策を確実に推進するとともに、複雑・多様化する市民ニーズへの柔軟な対応が求められています。

このような中において、行政運営を効率化し、資源の有効活用を図るとともに、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するためには、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

このようなことから、本市における行財政改革は、重要施策を推進する力強さと環境の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持つ「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指すことを基本理念とし、全庁を挙げて行財政改革を進めることとします。

(2) 計画の構成

水戸市行財政改革プラン 2016 は、次の構成とします。

- ア 大綱・・・行財政改革の理念並びに柱及び推進項目を定めます。
- イ 実施計画・・・大綱に基づき、現状・課題、実施内容、スケジュール及び目指すべき成果などを含んだ、各部推進会議が取り組む具体的な実施項目を実施計画として別に定めます。

(3) 改革の実施期間

これまでの数次にわたる行財政改革大綱は、改革の項目に対して時代の変化に即応し集中的に取り組んできましたが、今後は、大型プロジェクトの推進など中長期的に安定した行財政運営を見据える必要があることから、改革の実施期間を第 6 次総合計画の計画期間（平成 35 年度まで）と一致させるものとし、次のとおりとします。

- ア 大綱・・・平成 28 年度から平成 35 年度まで
- イ 実施計画・前期 4 年（平成 28 年度～平成 31 年度）
後期 4 年（平成 32 年度～平成 35 年度）

（計画期間のイメージ）

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 大綱 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | → |
| 実施計画 | --- | --- | 前期 | → | --- | 後期 | --- | → |
| 第 6 次総合計画 | ██████████ | ██████████ | ██████████ | ██████████ | ██████████ | ██████████ | ██████████ | ██████████ |

4 行財政改革の柱

行財政改革の柱は、次の五つの柱に基づき、計画的に改革に取り組みます。

行財政改革プラン2016の柱

- 1 質の高い市民サービスの提供
- 2 市民との協働によるまちづくりの推進
- 3 柔軟な行政運営体制の構築
- 4 未来へ向けた財政基盤の構築
- 5 地方創生時代にふさわしい人材の育成

(改革の柱のイメージ)

基本理念 「強くしなやかな行政運営の構築」

<大綱> (五つの柱と推進項目)

1 質の高い市民サービスの提供

(推進項目)

- ① 市民サービスの見直し
- ② 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実
- ③ 市民意見の反映
- ④ 事務権限の拡大

2 市民との協働によるまちづくりの推進

(推進項目)

- ⑤ 市民との協働事業の推進

3 柔軟な行政運営体制の構築

(推進項目)

- ⑥ 組織、職員定数及び施設の適正管理
- ⑦ 事務事業の見直し
- ⑧ 民間活力活用の推進

4 未来へ向けた財政基盤の構築

(推進項目)

- ⑨ 的確な財政分析
- ⑩ 歳出の合理化
- ⑪ 歳入の確保

5 地方創生時代にふさわしい人材の育成

(推進項目)

- ⑫ 人材の育成
- ⑬ 多様な人材の確保
- ⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進

<実施計画> (実施項目)

詳細な
実施項目



1 質の高い市民サービスの提供

厳しい行財政環境の中であっても、市民の求める多様なニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供することが重要です。

また、より一層、自主・自立性を強化し、多くの方から選ばれる魅力的なまちになるためには、本市の魅力を積極的に発信するとともに、より多くのサービスを市が自ら行えるようにする必要があります。

そのため、市民サービスの見直しを行うほか、市内外の方に本市の魅力及び行政情報の積極的な発信を行うとともに、広聴活動を充実させることにより市民意見の反映を推進します。さらに、事務権限の拡大を目指して、中核市への移行を推進します。

(推進項目)

- ① 市民サービスの見直し
- ② 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実
- ③ 市民意見の反映
- ④ 事務権限の拡大

2 市民との協働によるまちづくりの推進

行政課題が多様化する中、その解決に当たっては、市民と行政とが相互の信頼関係のもとで、あらゆる分野で協力する「協働」の視点が重要です。特に、子育て、高齢者支援、防犯・防災などの地域における課題の解決において協働の役割が大きくなっています。また、協働の取組を継続するためには、活動の支援を充実させるほか、自発的に地域活動に関わる市民の存在が重要です。

そのため、市民との協働によるまちづくりの推進に向けて、地域コミュニティ活動の支援を行うほか、ボランティア団体・NPOの活動やコミュニティ活動への参加など、積極的にボランティアや地域活動に関わる市民の育成を図り、市民との協働による事業を推進します。

(推進項目)

⑤ 市民との協働事業の推進

3 柔軟な行政運営体制の構築

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、行政需要は増大しており、限られた財源の中で質の高い市民サービスを提供するためには、変化に対応できる柔軟な行政運営体制を構築する必要があります。特に、国民体育大会の開催や中核市への移行に係る事務への対応をはじめ、マイナンバー制度など新たな制度への対応も必要です。

また、業務の効率化を推進するとともに、民間の持つノウハウを有効に活用するなど、市民サービスの質の向上に努める必要があります。

さらに、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

そのため、柔軟な行政運営体制の構築に向けて、組織、職員定数及び施設の適正管理に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるために、情報通信技術の活用や行政評価の推進などによる事務事業の見直しや、事務事業及び公の施設の管理運営事務への民間活力の活用を図ります。

(推進項目)

⑥ 組織、職員定数及び施設の適正管理

⑦ 事務事業の見直し

⑧ 民間活力活用の推進

4 未来へ向けた財政基盤の構築

本市がさらに発展するためには、予算配分を重点化し、大型プロジェクトの推進や中核市への移行などを確実に推進する必要があります。特に、大型プロジェクトの推進に当たっては、中長期的な視点から本市の財政状況を市民に説明することが重要です。

また、各種施策を円滑に進めるためには、経常的に支出される経費について、歳出の合理化を図るとともに、更なる歳入の確保に努めることにより、財政基盤を強化する必要があります。

そのため、未来へ向けた財政基盤の構築に向けて、中長期的な視点に基づく財政推計をするなどの的確な財政分析をするほか、給与の適正化、補助金・負担金の適正化、社会保障制度の適正な運営などにより、歳出の合理化を推進するとともに、収納率の向上、受益者負担の適正化、未利用財産の有効活用などにより、歳入の確保に努めます。

(推進項目)

⑨ 的確な財政分析

⑩ 歳出の合理化

⑪ 歳入の確保

5 地方創生時代にふさわしい人材の育成

地方創生や地方分権が推進される中、市民の声に耳を傾け、新たな行政課題や市民ニーズに柔軟に対応でき、かつ、自ら考え、政策を立案できる人材

を育成することが重要です。特に、中核市移行による新たな権限を担うことができる人材や、時代の要請に対応できる人材が求められています。

また、市民サービスは、職員一人ひとりの仕事の積み重ねによって成り立っていることから、職員一人ひとりの意欲を高めるとともに、その能力を十分に発揮できる環境づくりが重要です。

そのため、地方創生時代にふさわしい人材の育成に向けて、職員研修の充実、人事評価制度の推進などにより、行政運営の担い手である人材の育成を図るとともに、多様な人材の確保及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進に努めます。

（推進項目）

- ⑫ 人材の育成
- ⑬ 多様な人材の確保
- ⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進

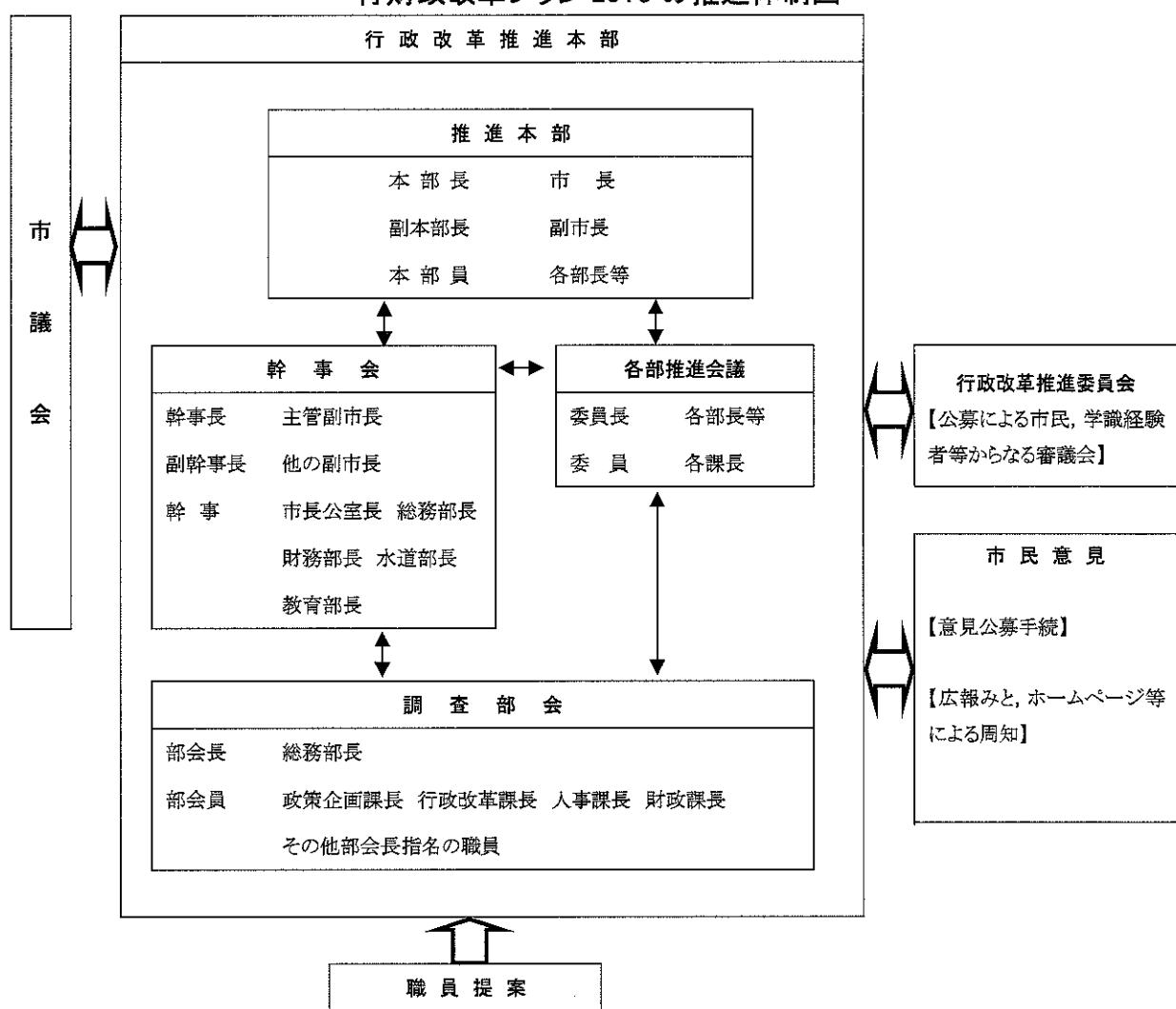
5 行財政改革の進行管理

・ 行財政改革プラン 2016 の取組を着実かつ計画的に実施するため、具体的な改革項目やスケジュールを実施計画として定め、適正な進行管理に努めます。

進行管理は、次に掲げる推進体制図のとおり、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって、全庁体制で取り組みます。

また、市民の皆様へは、行財政の現状をはじめ、行財政改革プラン 2016 の実施状況を広報みとや市のホームページ等を通じて広く公表し、理解と協力を得るとともに、意見や提案を改革に反映させていきます。さらに、市議会及び行政改革推進委員会へ定期的に実施状況を報告し、助言や指導を得て、進行管理に取り組んでいきます。

行財政改革プラン 2016 の推進体制図



参考 水戸市行財政改革プラン 2013 の取組

水戸市では、「市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指して」を基本理念に、五つの行財政改革の基本的方向を体系化した水戸市行財政改革プラン 2013 を平成 24 年度に策定し、25 年度から 27 年度までの期間に計画的に改革を進めてきました。

行財政改革プラン 2013 の基本的方向

- 1 市民の視点に立った行政サービスの提供
- 2 市民との協働による地域力の活用
- 3 質の高い行政運営の推進
- 4 将来を見据えた財政基盤の構築
- 5 行政運営を担う職員の資質の向上

(1) 主な取組内容（平成 25 年 4 月～27 年 7 月の効果）

| 実施項目 | 実績 | 財政的効果 |
|------------------------|--------------------------|---------------|
| 窓口サービスの見直し | 一部窓口について平日開設時間の延長 | |
| 行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実 | 多様な媒体による情報発信 | |
| 協働事業の充実と体制づくり | 行政課題提示型協働事業の実施 | |
| 行政評価の推進 | 行政評価による事務事業の見直し | |
| 外郭団体の財務体質・執行体制の改善 | 外郭団体統合の推進 | |
| 多様な人材の確保 | 職員採用試験において特別選抜試験の実施 | |
| 事務事業の民間活力活用の推進 | 小吹清掃工場等の一部業務の委託化 | 9,434 万円 |
| 公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進 | 自転車駐車場及び市営住宅への指定管理者制度の導入 | 3,647 万円 |
| 給与の適正化 | 市独自基準による減額措置 | 5 億 1,879 万円 |
| 受益者負担の適正化 | 農業集落排水施設使用料及び下水道使用料等の改定 | 9 億 9,096 万円 |
| 補助金・負担金等の適正化 | 補助金及び負担金の見直し | 1 億 1,272 万円 |
| 社会保障制度の適正な運営 | 就労支援に伴う生活保護費の減額等 | 1 億 8,027 万円 |
| 未利用財産の活用と処分 | 未利用地の処分、市有地の貸付 | 9 億 3,529 万円 |
| その他 | 職員定数の適正管理等 | △1 億 2,884 万円 |
| | 計 | 27 億 4,000 万円 |

(2) 行財政改革プラン 2013 の実施項目の新プランへの主な位置付け

行財政改革プラン 2013 における実施項目について、引き続きプラン 2016 の実施項目として主に位置付けられるものは、以下のとおりです。

| プラン 2013 の実施項目 | プラン 2016 の実施項目 |
|------------------------|------------------------------|
| 窓口サービスの見直し | 窓口サービスの見直し |
| 行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実 | 水戸の魅力の発信及び行政情報の提供の充実 |
| 市民意見の反映 | 市民意見の反映 |
| 協働事業の充実と体制づくり | 協働の体制づくり 協働事業の充実 |
| ボランティア情報の一元化及び活用の推進 | ボランティア団体・N P Oの情報の一元化及び活用の推進 |
| 地域コミュニティプランに基づく活動の支援 | 地域に関わる担い手の育成 |
| 簡素で機能的な組織・機構の編成 | 組織・機構の適正管理 |
| 保育所・幼稚園の適正配置 | 保育所・幼稚園の適正配置 |
| 行政評価の推進 | |
| 事務事業の見直し | 事務事業の見直し |
| 市単独扶助費の見直し | |
| 情報技術活用の推進 | I C T の活用 |
| 職員定数の適正管理 | 職員定数の適正管理 |
| 事務事業の民間活力活用の推進 | 事務事業の民間活力活用の推進 |
| 公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進 | 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進 |

| プラン 2013 の実施項目 | プラン 2016 の実施項目 |
|-------------------|-------------------|
| 外郭団体の財務体質・執行体制の改善 | 外郭団体の財務体質・執行体制の改善 |
| 一部事務組合のあり方の検討 | 一部事務組合のあり方の検討 |
| 給与の適正化 | 給与の適正化 |
| 財政分析と公表 | 財政状況と公表 |
| 受益者負担の適正化 | 受益者負担の適正化 |
| 補助金・負担金の適正化 | 補助金・負担金の適正化 |
| 社会保障制度の適正な運営 | 社会保障制度の適正な運営 |
| 収納率の向上 | 収納率の向上 |
| 未利用財産の活用と処分 | 未利用財産の活用と処分 |
| 新たな財源の拡充 | 新たな財源の拡充 |
| 人事配置による職員の能力育成 | 職員の能力育成 |
| 職員研修の充実 | |
| 人事評価制度の確立 | 人事評価制度の推進 |
| 多様な人材の確保 | 多様な人材の確保 |
| 職員の勤務環境の改善 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |

II 前期実施計画

1 前期実施計画策定の基本的な考え方

(1) 前期実施計画策定の趣旨

本計画は、「大綱」に基づき実施すべき改革について、具体的な実施項目の内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものである。

※ 大綱の計画期間は8年であるが、実施計画の計画期間は前期4年と後期4年に分けるものとする。

(2) 前期実施計画の期間

平成28年度から31年度までの4年間とする。

(3) 前期実施計画の推進体制

ア 行政改革推進本部における進行管理

本計画の迅速かつ着実な実施に向け、行政改革推進本部を中心とする府内組織において、進行管理を行う。

また、新たに取り組むべき改革事項が生じた場合には、その進行管理も併せて行う。なお、年度途中に検討が終了したものについては、次年度を待たずに実施に移すなど、迅速性を心がけて改革に取り組むものとする。

さらに、年度計画が具体化できるものについては、進行管理の中で具体化するよう努めるものとする。

イ 市民への公表

本計画の実施状況については、定期的に市のホームページ等で公表し、意見や提案を実施項目に反映させていくこととする。

ウ 市議会及び行政改革推進委員会への報告

本計画の実施状況については、市議会及び公募による市民、学識経験者等で組織する行政改革推進委員会へ定期的に報告し、助言や指導を得ながら行財政改革に取り組むこととする。

2 行財政改革の具体的施策

(1) 質の高い市民サービスの提供

① 市民サービスの見直し

| | | | | | | | |
|----------------|--|---------------|---|--------------------|------|--|--|
| 実施項目名 | 1 窓口サービスの見直し | | 市長公室情報政策課、総務部行政改革課、市民協働部市民課、保健福祉部国保年金課、各部各課 | | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 一部窓口について開設時間を延長（毎週水曜日のみ午後7時まで）（H25年度） 一部窓口について休日開設（3月最終日曜日、4月第1日曜日）（H25年度～） 総合窓口設置に係る基本方針を決定（H26年度）、基本計画策定（H27年度） | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>窓口開設時間の延長については、一部窓口において、毎週水曜日に開設時間の延長を実施するとともに、3月最終日曜日及び4月第1日曜日の開設を実施し、市民の利便性の向上を図ってきた。</p> <p>総合窓口設置については、市民の目線に立ち、効率的な窓口サービスを提供するため、基本方針を決定したところであり、今後、新庁舎供用開始に併せた開設に向け、具体的な方策を決定していく必要がある。</p> <p>各種証明書の交付については、近年、夜間や休日でもコンビニエンスストアで取得できるサービス（以下「コンビニ交付」という。）が普及しており、市民の利便性向上に向けた取組として検討が必要である。</p> <p>また、コンビニ交付の普及のためには、個人番号カード取得者を増加させる必要がある。</p> | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>① 市民の利便性の向上を図るために、転入、転出などの際に必要となる手続を効率的に行う総合窓口を開設する。</p> <p>② コンビニ交付を導入し、利用促進を図る。</p> | | | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| | ①総合窓口の推進 | 総合窓口システム仕様の検討 | 総合窓口設置に向けた準備 | 職員研修の実施 総合窓口の開設 | 効果検証 | | |
| | ②コンビニ交付の導入 | 導入 | 利用促進 | 利用促進 | 利用促進 | | |
| 目標すべき成果 | <p>① 窓口手続の簡素化による市民サービスの向上</p> <p>② コンビニ交付での証明書の交付による市民の利便性の向上</p> | | | | | | |

② 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実

| 実施項目名 | 2 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実 | 市長公室みとの魅力発信課、各部各課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-------------------|------------------|------------------|----|----|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--|--|--|--|--------------|---------|------|-----|--|--------------------------|-------|-------|-------|-------|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> S N Sにおける情報発信の強化（H25年度～） みとちゃんをP Rする音楽やダンスをH Pに掲載（H25年度） みとちゃんをデザインした職員用名刺・名札を作成（H25年度～） 「広報みと」のリニューアル（1日号のオールカラー化）（H25年度～） 市民周知P R冊子及びシティセールスマガジンの発行（H25年度～） 子ども向けホームページの開設（H26年度） 市ホームページの「よくある質問と回答」の充実（H25年度～） 道路工事情報の一部提供（H26年度～） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市には、歴史、自然、文化など恵まれた地域資源があることから、県内及び国内外へ戦略的な情報発信を行っている。</p> <p>また、「広報みと」の発行のほか、幅広い媒体を活用し、市民への行政情報提供の充実に努めている。</p> <p>これらの取組は、一定の実績はあるものの、より市民に愛されるまち、より訪れたいまちになるためには、更なる情報の発信が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>① 各種広報媒体の充実と効果的な活用を図り、水戸の魅力の更なる発信を推進する。</p> <p>【水戸の魅力発信の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体の充実と効果的な活用を図り、水戸の魅力の発信力を高めるとともに、府内や民間との連携による戦略的な広報活動を推進する。また、職員研修などにより職員一人ひとりの意識改革を図る。 <p>② 市民が求める情報を的確に把握しながら、行政情報内容の拡充を図る。</p> <p>【行政情報内容の拡充の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路工事情報提供の拡充 統合型G I Sに用途地域等の各種都市計画規制情報を掲載 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水戸の魅力の発信の充実</td> <td>情報の発信 職員の意識改革</td> <td>情報の発信 職員の意識改革</td> <td>情報の発信 職員の意識改革</td> <td>情報の発信 職員の意識改革</td> </tr> <tr> <td>②行政情報内容の拡充</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・道路工事情報提供の拡充</td> <td>情報提供の拡充</td> <td>効果検証</td> <td>見直し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・統合型G I Sへの各種都市計画規制情報の提供</td> <td>情報の提供</td> <td>情報の提供</td> <td>情報の提供</td> <td>情報の提供</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①水戸の魅力の発信の充実 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | ②行政情報内容の拡充 | | | | | ・道路工事情報提供の拡充 | 情報提供の拡充 | 効果検証 | 見直し | | ・統合型G I Sへの各種都市計画規制情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①水戸の魅力の発信の充実 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | 情報の発信 職員の意識改革 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②行政情報内容の拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・道路工事情報提供の拡充 | 情報提供の拡充 | 効果検証 | 見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・統合型G I Sへの各種都市計画規制情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | 情報の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標すべき成果 | <p>①水戸市のイメージアップと理解の促進</p> <p>②市政情報提供の内容及び機会の拡大</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------|--------------|--|--|
| 実施項目名 | 3 オープンデータの推進 | 市長公室情報政策課 | | | | | |
| 前プランでの取組実績 | 新規 | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>近年の情報通信技術（ＩＣＴ）の発展に伴い、公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ」の推進により、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加・協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が三位一体で進むことが期待されている。</p> <p>本市においても、観光振興及び中心市街地の活性化をテーマにオープンデータの取組を行っており、大学及び民間企業との産学官連携を進めるほか、地域課題解決に向けたアプリ等に対する水戸市長特別賞を設置するなど、学生、エンジニア等への支援を行ってきた。</p> <p>オープンデータに関する取組をさらに推進するためには、オープンデータに対する職員のリテラシーの向上、庁内体制の整備及び効果の可視化が必要である。</p> | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 庁内向けのオープンデータ指針を策定する。 ② 地域課題の解決に効果的なツールや有効なデータ利活用等について、大学及び民間企業との連携事業を推進（継続）する。 ③ 庁内のデータをスムーズにオープンデータ化できる公開システムを構築する。 ④ （仮称）水戸市オープンデータ研究会を組織し、オープンデータの利用可能性や効果について研究する。 | | | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| | ①オープンデータ指針の策定、活用の推進 | 指針の策定 | 推進 | 推進 | 推進 | | |
| | ②大学及び民間企業との連携事業の推進 | 連携事業の推進 | 連携事業の推進 | 連携事業の推進 | 連携事業の推進 | | |
| | ③オープンデータ公開システムの構築（H26年度10件） | オープンデータ数 25 新システムの検討 | オープンデータ数 50 新システムの導入 | オープンデータ数 80 | オープンデータ数 120 | | |
| | ④（仮称）水戸市オープンデータ研究会での研究 | 研究会の設立 | 研究の推進 | 研究の推進 | 研究の推進 | | |
| 目指すべき成果 | <ul style="list-style-type: none"> ① 官民協働による事業の活性化 ② 透明性の強化（各課データのオープンデータ化） | | | | | | |

③ 市民意見の反映

| | | | | | | | |
|------------------------|--|---|---|--|--------------|--|--|
| 実施項目名 | 4 市民意見の反映 | 市長公室みとの魅力発信課、総務部 行政改革課 | | | | | |
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市民懇談会の開催（H25年度～） インターネットモニターによるアンケートの実施（H25年度～） | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>広聴活動については、市政モニター制度、インターネットモニター制度、ホームページ、各種懇談会などを活用し、市政全般についての意見や要望を聴き、市政運営への反映を図っている。</p> <p>今後とも、多様な手法により、幅広い年齢層からの意見を聴取し、それらを市政運営に反映することで、サービスの向上や業務の改善を図る必要がある。</p> <p>また、審議会等附属機関の運営については、市民の主体的な行政運営の参画が、今後のまちづくりにおいて重要なことから、公募委員を委嘱する附属機関を増やす必要がある。</p> | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 市民懇談会の開催やインターネットモニターアンケートの実施など広聴活動を拡充する。</p> <p>② 公募委員を委嘱する附属機関を明確化するとともに、附属機関の委員の年齢要件を引き下げる（20歳→18歳）。</p> | | | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | | |
| 年度計画 | ①広聴活動の拡充 ・市民懇談会の実施 | 10 地区実施 | 10 地区実施 | 9 地区実施 平成 31 年か ら 34 年の実 施地区の検 討 | 9 地区実施 予定 | | |
| | ・インターネットモ ニターアンケートの 実施 | 3回実施 | 3回実施 | 3回実施 | 3回実施 | | |
| 目指すべき成果 | ②附属機関への市民 参画の拡充 | 公募委員を 委嘱できる 附属機関の 調査・検討, 年齢要件の 見直し | 水戸市附属 機関の設置 及び運営に 関する指針 の改正 | 公募委員の 拡大 | 公募委員の 拡大 | | |
| | <p>① 幅広い年齢層の市民意見の聴取</p> <p>② 多様な市民意見の市政運営への反映</p> <p>③ 市民の市政参画機会の拡大</p> | | | | | | |

④ 事務権限の拡大

| 実施項目名 | 5 中核市移行の推進 | | 総務部行政改革課、保健福祉部保健センター、各部各課 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------|---------------------------|-------|--|------|----|----|----|----|----------|---------|-------|-------|-------|
| 前プランでの取組実績 | 新規 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>平成 27 年 4 月から中核市指定に係る人口要件が 20 万人以上に緩和され、本市も中核市移行の要件を備えることとなり、市民が誇れる住みやすいまちづくり、特色を生かした自立したまちづくり、選ばれる魅力的なまちづくりに向か、中核市への移行を目指すこととした。</p> <p>本市の歴史と伝統、芸術・文化、豊かな自然など、水戸ならではの個性を育み、まちの魅力を高めるとともに、市民サービスの向上を図りながら、あらゆる分野で市民が安心を感じられる住みやすいまちを実現していくためには、市の事務権限を拡大し、より一層、自主・自立性を強化していく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>保健所のあり方を整理しながら、移行時期について明確化を図るとともに、移譲事務や専門職の確保、育成の考え方などについての整理を進める。また、市民が関心を持ち、理解を深められるよう、中核市制度の内容や市民生活への影響など、中核市移行に係る情報を広く発信する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中核市移行の推進</td> <td>移譲事務の整理</td> <td>移行の準備</td> <td>移行の準備</td> <td>移行の準備</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 中核市移行の推進 | 移譲事務の整理 | 移行の準備 | 移行の準備 | 移行の準備 |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | |
| 中核市移行の推進 | 移譲事務の整理 | 移行の準備 | 移行の準備 | 移行の準備 | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <ul style="list-style-type: none"> ① 窓口サービスの一元化と迅速化 ② 危機管理の迅速かつ効果的な対応 ③ 統計資料に基づく効果的な施策の展開 ④ 総合的な保健衛生サービスの提供 ⑤ 教職員研修による学校教育の充実 ⑥ 行政機能の強化 ⑦ 都市のイメージアップ | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 市民との協働によるまちづくりの推進

⑤ 市民との協働事業の推進

| | | | | | |
|----------------|--|------------|------|------|------|
| 実施項目名 | 6 協働の体制づくり | 市民協働部市民生活課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 協働推進員の育成及び協働に係る階層別研修の実施（H25年度～） | | | | |
| 現状・課題 | <p>近年、協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」を通して、本市の協働事業に対する市民の理解が浸透してきている。今後、市民との協働の更なる推進を図るためにには、これまで以上に、市民活動団体の課題解決に向けた取組を支援し、市民活動団体からの意見・提案を幅広く採り入れる必要がある。</p> <p>また、市民と行政とのパートナーシップを構築するためには、各課に配置されている協働推進員のコーディネート能力や企画立案能力を向上させる必要がある。</p> | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <ol style="list-style-type: none"> 行政課題・地域課題の明確化を図るため、協働に関する市民意向を確認する市民アンケートを実施するとともに、各種団体の意見・提案を聴取する地域円卓会議を開催する。 協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修を推進する。 | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | ①協働事業に係る市民意向の聴取 ・市民アンケートの実施 | 1回実施 | 1回実施 | 1回実施 | 1回実施 |
| | ・地域円卓会議の開催 | | 2回実施 | 2回実施 | 2回実施 |
| | ②協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修の推進 | 2回実施 | 2回実施 | 2回実施 | 2回実施 |
| 目指すべき成果 | 協働事業推進体制の充実 | | | | |

| 実施項目名 | 7 地域に関わる担い手の育成 | 市民協働部市民生活課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ推進計画（第3次）の策定（H26年度） ・ 地域コミュニティプラン全地区作成（H27年度） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>近年、地域における福祉、環境、防災等の課題は更に複雑化し、行政の力だけでなく、市民と行政との協働のもと、市民の地域的な連帯感に基づくコミュニティ活動によって解決していくことが求められている。</p> <p>地域課題の解決に当たっては、地域のことを一番知っている地域住民が主体性を持って対応することが重要である。本市においては、地域の将来像や課題をまとめた地域コミュニティプランの作成を支援し、各地区において特色ある地域づくりや課題の解決を推進している。</p> <p>今後は、作成した地域コミュニティプランの実現に向けた取組を支援する必要がある。特に、地域コミュニティプランの実効性を高めるためには、地域に関わる担い手の育成が重要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 地域に関わる担い手育成研修会等を通して、地域コミュニティ活動やボランティア活動を担うことができる人材を育成する。</p> <p>② 地域コミュニティプランの実現に向けて、各地区の取組を広報紙に紹介し、事例の共有を図るなど支援を進める。また、地域コミュニティプランの実現及び改定に向けた研修会の開催や職員による支援を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>2.8</th> <th>2.9</th> <th>3.0</th> <th>3.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域に関わる担い手の育成（地域に関わる担い手育成研修会の開催等）</td> <td>研修会 1回 開催</td> <td>研修会 1回 開催</td> <td>研修会 1回 開催</td> <td>研修会 1回 開催</td> </tr> <tr> <td>②地域コミュニティプランに基づく活動の支援</td> <td>10 地区紹介 実現に向けた研修会 1回開催 職員派遣</td> <td>10 地区紹介 職員派遣</td> <td>10 地区紹介 職員派遣</td> <td>10 地区紹介 改定に向けた研修会 1回開催 職員派遣</td> </tr> </tbody> </table> | | 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | ①地域に関わる担い手の育成（地域に関わる担い手育成研修会の開催等） | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | ②地域コミュニティプランに基づく活動の支援 | 10 地区紹介 実現に向けた研修会 1回開催 職員派遣 | 10 地区紹介 職員派遣 | 10 地区紹介 職員派遣 | 10 地区紹介 改定に向けた研修会 1回開催 職員派遣 |
| 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | | | | | | | | | | | | | |
| ①地域に関わる担い手の育成（地域に関わる担い手育成研修会の開催等） | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | 研修会 1回 開催 | | | | | | | | | | | | | |
| ②地域コミュニティプランに基づく活動の支援 | 10 地区紹介 実現に向けた研修会 1回開催 職員派遣 | 10 地区紹介 職員派遣 | 10 地区紹介 職員派遣 | 10 地区紹介 改定に向けた研修会 1回開催 職員派遣 | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 地域コミュニティプランの活動を推進できる人材の育成</p> <p>② 地域コミュニティプランの実現</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 8 ボランティア団体・NPOの情報の一元化及び活用の推進 | 市民協働部市民生活課、保健福祉部 福祉総務課、教育部生涯学習課、各 部各課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|----|----|------------------------------------|--------|--------|-------|-------|---|-------|-------|-------|-------|--|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 各課所有のボランティア情報の収集及び整理 (H25年度～) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市では、福祉ボランティア会館において福祉ボランティアの活動を支援しているほか、みと好文カレッジにおける人材養成講座等を通して生涯学習サポートの育成を図るなど、ボランティア団体・NPOの活動を支援し、活動しやすい環境づくりを進めてきた。社会経済情勢の変化により市民ニーズが多様化する中で、行政の活動だけでは十分な対応を行うことが困難であり、ボランティア団体・NPOのきめ細やかな活動が期待されている。</p> <p>そのため、福祉、教育、環境、観光等の各分野において、様々なボランティア団体・NPOの活動が展開される中で、庁内のボランティア団体・NPOの情報を幅広く収集するとともに、一元化を図り、総合的な情報提供を行う必要がある。また、更なるボランティア団体・NPOの活動の活発化に向けて団体間の交流や連携を促進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>団体間の交流や連携を促進するため、各部各課所有のボランティア団体・NPOの情報を一元化し、提供するとともに、団体間のマッチングを推進する。また、ボランティア団体・NPOの活動が活発な福祉ボランティア及び生涯学習サポートについては、更なる支援を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア団体・ NPOの情報の一元 化及び活用の推進</td> <td>仕組みの検討</td> <td>情報の一元化</td> <td>情報の活用</td> <td>情報の活用</td> </tr> <tr> <td>市民活動情報 Web サ イト登録団体数 (26 年度: 50 団体)</td> <td>60 団体</td> <td>70 団体</td> <td>80 团体</td> <td>90 団体</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ボランティア団体・ NPOの情報の一元 化及び活用の推進 | 仕組みの検討 | 情報の一元化 | 情報の活用 | 情報の活用 | 市民活動情報 Web サ イト登録団体数 (26 年度: 50 団体) | 60 団体 | 70 団体 | 80 团体 | 90 団体 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | |
| ボランティア団体・ NPOの情報の一元 化及び活用の推進 | 仕組みの検討 | 情報の一元化 | 情報の活用 | 情報の活用 | | | | | | | | | | | | | |
| 市民活動情報 Web サ イト登録団体数 (26 年度: 50 団体) | 60 団体 | 70 団体 | 80 团体 | 90 団体 | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① ボランティア団体・NPOのノウハウや自由な発想を生かした事業展開による市民サービスの向上</p> <p>② 市民活動団体の活動の活発化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 9 協働事業の充実 | | 市民協働部市民生活課、地域安全課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|------------------|--------|------|----|----|----|----|--|-----|-----|-----|-----|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------------------------|--------------------|--------------------|--|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 行政課題提示型協働事業の実施（H25年度～） 災害時生活用水協力井戸登録数 384か所（H26年度） 災害時要援護者支援体制の構築（H27年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市では、市民と行政がそれぞれの長所や特色を生かして行政課題を解決するため、市民から提案を受ける協働事業提案制度や行政課題提示型協働事業を実施するなど市民との協働を推進してきた。その結果、協働が一定の認知を得て、ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業が増加してきているが、更なる充実に向けた取組が求められている。</p> <p>協働事業を推進する上では、各団体の活動を広く周知し、ネットワークを作ることが重要なことから、市では「こみっとフェスティバル」を開催し、ボランティア団体・NPO、企業等の交流を促進してきたところである。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえ、災害時における生活用水確保を推進するために、災害時生活用水協力井戸制度を平成24年度に創設し、井戸の登録を推進してきた。今後は、市内全域においてバランスよく登録拡大を図る必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <ol style="list-style-type: none"> ① ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業を推進する。特に、協働事業提案制度の拡充を図る。 ② 市民活動の周知・啓発と団体間の交流を目的とした「こみっとフェスティバル」を開催する。 ③ 災害時生活用水協力井戸登録による災害対策を推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①協働事業の推進 ・ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業の推進（H26年度：75件）</td> <td>80件</td> <td>85件</td> <td>90件</td> <td>95件</td> </tr> <tr> <td>②こみっとフェスティバルの開催</td> <td>(年間8件)</td> <td>(年間8件)</td> <td>(年間8件)</td> <td>(年間8件)</td> </tr> <tr> <td>③災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進</td> <td>登録井戸数の拡大（登録数500か所）</td> <td>登録井戸数の拡大（登録数600か所）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①協働事業の推進 ・ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業の推進（H26年度：75件） | 80件 | 85件 | 90件 | 95件 | ②こみっとフェスティバルの開催 | (年間8件) | (年間8件) | (年間8件) | (年間8件) | ③災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進 | 登録井戸数の拡大（登録数500か所） | 登録井戸数の拡大（登録数600か所） | | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①協働事業の推進 ・ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業の推進（H26年度：75件） | 80件 | 85件 | 90件 | 95件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②こみっとフェスティバルの開催 | (年間8件) | (年間8件) | (年間8件) | (年間8件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進 | 登録井戸数の拡大（登録数500か所） | 登録井戸数の拡大（登録数600か所） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ボランティア団体・NPO等のノウハウや自由な発想を生かした事業展開による市民サービスの向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 柔軟な行政運営体制の構築

⑥ 組織、職員定数及び施設の適正管理

| 実施項目名 | 10 組織・機構の適正管理 | 総務部行政改革課 | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|----|----|----|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度組織・機構の編成の実施（H24年度比増減なし） 平成26年度組織・機構の編成の実施（H25年度比2課増1施設減） 平成27年度組織・機構の編成の実施（H26年度比1部増1課減2係増1施設減） | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>市民に分かりやすい、簡素で機能的な執行体制の構築を目指して、行政組織の見直しを毎年度実施してきた。特に、平成27年度は、第6次総合計画の将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する駒のまち・水戸」の実現に向け、市民協働部及び生活環境部の設置を行うなど大規模な行政組織の見直しを行ったところである。</p> <p>また、大型プロジェクト（「市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館及び東町運動公園新体育館の整備」をいう。以下同じ。）の推進体制を整備してきたところである。</p> <p>今後も、国民体育大会の開催準備及び中核市への移行に伴う執行体制の整備など、組織体制の検討が必要な事案がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>社会経済情勢の変化、国の制度変更及び市民ニーズに柔軟に対応でき、市民に分かりやすい、簡素で効率的な組織・機構を構築する。</p> <p>特に、今後は、国民体育大会の開催準備及び中核市への移行等を円滑に実施するための執行体制を整備する。また、下水道事業の公営企業法における全部適用をした際の組織を検討する。</p> | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織・機構の適正管理</td> <td>簡素で効率的な組織・機構の編成</td> <td>簡素で効率的な組織・機構の編成</td> <td>簡素で効率的な組織・機構の編成</td> <td>簡素で効率的な組織・機構の編成</td> </tr> </tbody> </table> | | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 組織・機構の適正管理 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 組織・機構の適正管理 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | 簡素で効率的な組織・機構の編成 | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 市民に分かりやすい、簡素で機能的な組織・機構の構築</p> <p>② 国民体育大会及び中核市移行等の各種施策の確実な推進</p> | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------|---|----------|------|------|------|
| 実施項目名 | 11 職員定数の適正管理 | 総務部行政改革課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | ・ 定数削減の実施（H24 年度比 3 年間で 22 人減） | | | | |
| 現状・課題 | 市の職員定数においては、平成 23 年度定数をベースに 4 年間で 100 人の削減を目標に適正管理を進めてきた。しかし、新たな施策への対応や、地方への権限移譲の推進により業務量が大幅に増加しているため、52 人の削減に留まっている。特に、大型プロジェクトを確実に推進する執行体制の整備のため定数が増加傾向にあり、今後も国民体育大会の開催や中核市移行の推進に向けた執行体制の整備のため、定数の増加が見込まれる。国民体育大会については、職員の一時的な確保が必要となる。 | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | 第 6 次総合計画の諸施策の推進や行政需要への対応のために必要な増員を図る一方、事業の進捗に合わせた減員や、民間活力活用及び嘱託員等の活用を図りながら、職員定数の適正管理を行う。なお、一定期間内で終了する事務への対応については、任期付職員の活用を図る。 | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 職員定数の適正管理 | 適正管理 | 適正管理 | 適正管理 | 適正管理 |
| 目指すべき成果 | ① 効率的な執行体制の確保 ② 人件費の抑制 | | | | |

| | | | | | |
|------------------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 実施項目名 | 12 公共施設等総合管理計画の策定 | 総務部財産活用課、各部各課 | | | |
| 前 プランで の取組実績 | 新規 | | | | |
| 現状・課題 | <p>過去に建設された多くの公共施設等は、老朽化が進み更新時期を迎えることにより、人口減少等により利用需要が変化することが予想される。</p> <p>そのため、公共施設等の全体の状況を把握し、今後の人口減少等を踏まえた長期的な視点から、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。</p> | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 本市が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する公共施設等総合管理計画を策定し、総合的な視点から公共施設の効果的かつ効率的な管理運営を推進する。</p> <p>② 公共施設等総合管理計画に基づき、各施設について更新、統廃合、長寿命化などの方向性を定めた個別計画の策定を行う。</p> | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | ①公共施設等総合管理計画策定及び推進 | 全体計画策定 | 全体計画に基づく取組の推進 | 全体計画に基づく取組の推進 | 全体計画に基づく取組の推進 |
| | ②個別計画策定及び推進 | | 個別計画の策定及び推進 | 個別計画の策定及び推進 | 個別計画の策定及び推進 |
| 目標すべき成果 | 効果的かつ効率的な施設運営 | | | | |

| 実施項目名 | 13 保育所・幼稚園の適正配置 | 教育部幼児教育課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|----------|-------|-------|----|----|--------------|--|--|--|--|-----------------------|-------|-------|-------|-------|------------------------------|--|--------|--|--|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保共通カリキュラムの実施 (H25年度) ・ 民間保育所創設による定員増 (H25年度～) ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定 (H26年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市の市立幼稚園については、少子化の進行や共働き家庭の増加に伴い、定員充足率が低下し、50%程度になっている。</p> <p>一方、保育所については、民間保育所の創設や市立保育所の増改築等によりこれまでの3年間で740人の定員増を図ったほか、地域型保育事業を推進してきたが、新たな保育需要が喚起され、待機児童の解消につながっていない。</p> <p>このようなことから、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づき施策を推進し、待機児童の解消や一層の就学前教育の充実に努める必要がある。</p> <p><参考：待機児童数></p> <p>平成27年4月1日現在 158人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づき、市立幼稚園の規模や適正配置を踏まえた運営、認定こども園への移行等に向けた施策を推進する。(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進 ・ 民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所・幼稚園の適正配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進</td> <td>施策の推進</td> <td>施策の推進</td> <td>施策の推進</td> <td>施策の推進</td> </tr> <tr> <td>・民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備</td> <td></td> <td>待機児童解消</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 保育所・幼稚園の適正配置 | | | | | ・適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | ・民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備 | | 待機児童解消 | | | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育所・幼稚園の適正配置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | 施策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備 | | 待機児童解消 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 効率的な施設運営 ② 待機児童の解消</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑦ 事務事業の見直し

| | | |
|----------------|--|--------------------------------|
| 実施項目名 | 14 事務事業の見直し | 総務部行政改革課、人事課、教育部 教育企画課、各部各課 |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価の推進 (H25 年度～) ・ 事務処理マニュアル作成率 73.5% (H27 年 3 月 31 日時点) ・ 会議ルールの策定 (H27 年度) ・ 嘱託員に係る個人住民税特別徴収 (H27 年度) ・ 嘱託員に係る報酬支払事務の一元化 (H27 年度) | |
| 現状・課題 | <p>本市においては、これまで各種取組の推進により、事務事業の見直しを図ってきた。しかし、多様化する市民ニーズに対応するとともに、前プランで未達成の取組もあることから、引き続き、事務事業の見直しを行う必要がある。</p> <p>特に、行政評価は、評価が終了せずに継続評価となっている事務事業が増加している。また、事務改善に係る職員提案が少ないほか、事務処理マニュアルについても未作成のマニュアルがある。</p> <p>また、事務事業の実施に当たっては、事前評価及び事後評価による効果の検証が重要である。</p> | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>事務事業の効果検証を踏まえ、更なる整理及び合理化を図るとともに、職員の改革意識の向上を図るために、事務改善に係る職員提案制度、行政評価等を活用する。</p> <p>① 行政評価の推進</p> <p>効果的な評価対象事務事業テーマを設定し、新規評価事務事業として 10 事業程度の評価を実施する。また、継続評価事務事業については、改善実施になるように、各部各課における改善を促進する。</p> <p>② 事務改善に係る職員提案制度の活用</p> <p>職員の積極的な創意工夫を促進するため、行革ニュースにおいて広く周知するなど、広く職員提案を募集し、事務改善を推進する。</p> <p>③ 事務処理マニュアルの活用</p> <p>事務処理マニュアルは、全部署で作成し、適宜見直しを行う。</p> <p>④ 嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化</p> <p>嘱託員に係る社会保険加入事務の一元化を図る。あわせて、臨時職員に係る賃金支給事務及び社会保険加入事務の一元化について検討する。</p> | |

| | 実施内容 | 2 8 | 2 9 | 3 0 | 3 1 |
|---------|--|--------------------------------------|--|--|--|
| 年度計画 | ①行政評価の推進 ②事務改善に係る職員提案制度の活用 ③事務処理マニュアルの活用（26年度：73.5%） ④嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化 ・嘱託員に係る社会保険加入事務の一元化 | 実施 提案者 10人 作成率 100% | 実施 提案者 10人 マニュアル の見直し | 実施 提案者 10人 マニュアル の見直し | 実施 提案者 10人 マニュアル の見直し |
| 目指すべき成果 | ①効率的な事務処理 ②行政の透明性の向上及び説明責任の徹底 ③職員の改革・改善意識の向上 | | | | |

| 実施項目名 | 15 I C Tの活用 | 市長公室情報政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------|---------------------|---------------------|-----|-----|-----|---|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------------|----------|----------|----------|----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 茨城県とグループウェアの共同化の実施 (H25 年度) 茨城県及び県内 5 市町と大容量ファイル交換システムを導入 (H26 年度) 新電子申請・届出システムの導入【県内及び県内市町村による】 (H26 年度) ※ クラウド・共同化により運用 シンクライアント環境の導入 (H25 年度) , 標的型対策機器の導入 (H26 年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>情報通信技術 (I C T) が進歩する中、市民の利便性の向上及び業務の効率化を推進するため、その技術の利活用が求められている。また、マイナンバー制度は、独自サービスの導入など市民の利便性向上が期待されている。</p> <p>情報機器の導入に当たっては費用対効果について考慮する必要があり、また、情報セキュリティ対策にも十分な配慮が必要である。</p> <p>このようなことから、全序的な統制を確立し、I C Tに係る施策を推進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>情報化基本計画に基づき、I C Tを活用し、市民の利便性の向上、業務の効率化を推進する。</p> <p>【I C T活用の主な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民が便利さを実感できるI C Tを活用したサービスの提供 クラウド技術等を活用したスリムな情報システムの構築 I Tガバナンスを強化し、ベンダーロックインを排除した調達の実現 情報セキュリティ対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>2 8</th> <th>2 9</th> <th>3 0</th> <th>3 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① I C Tを活用した住民サービスの拡充 ・個人番号カード利用サービス追加 ・電子申請・届出サービス追加 ・電子申請手数料の電子決済の導入</td> <td>コンビニ交付サービス追加 新規 2 件 検討</td> <td>検討・追加 新規 2 件 導入</td> <td>検討・追加 新規 2 件</td> <td>検討・追加 新規 2 件</td> </tr> <tr> <td>②スリムな情報システムの構築（基幹業務）</td> <td>共通基盤の検討</td> <td>共通基盤の検討</td> <td>共通基盤の検討</td> <td>共通基盤の構築</td> </tr> <tr> <td>③ I Tガバナンスの強化</td> <td>全体最適化の推進</td> <td>全体最適化の推進</td> <td>全体最適化の推進</td> <td>全体最適化の推進</td> </tr> <tr> <td>④情報セキュリティ対策（監査）の推進</td> <td>対策の実施</td> <td>対策の実施</td> <td>対策の実施</td> <td>対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> | | 実施内容 | 2 8 | 2 9 | 3 0 | 3 1 | ① I C Tを活用した住民サービスの拡充 ・個人番号カード利用サービス追加 ・電子申請・届出サービス追加 ・電子申請手数料の電子決済の導入 | コンビニ交付サービス追加 新規 2 件 検討 | 検討・追加 新規 2 件 導入 | 検討・追加 新規 2 件 | 検討・追加 新規 2 件 | ②スリムな情報システムの構築（基幹業務） | 共通基盤の検討 | 共通基盤の検討 | 共通基盤の検討 | 共通基盤の構築 | ③ I Tガバナンスの強化 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | ④情報セキュリティ対策（監査）の推進 | 対策の実施 | 対策の実施 | 対策の実施 | 対策の実施 |
| 実施内容 | 2 8 | 2 9 | 3 0 | 3 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① I C Tを活用した住民サービスの拡充 ・個人番号カード利用サービス追加 ・電子申請・届出サービス追加 ・電子申請手数料の電子決済の導入 | コンビニ交付サービス追加 新規 2 件 検討 | 検討・追加 新規 2 件 導入 | 検討・追加 新規 2 件 | 検討・追加 新規 2 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②スリムな情報システムの構築（基幹業務） | 共通基盤の検討 | 共通基盤の検討 | 共通基盤の検討 | 共通基盤の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ I Tガバナンスの強化 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | 全体最適化の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④情報セキュリティ対策（監査）の推進 | 対策の実施 | 対策の実施 | 対策の実施 | 対策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 電子申請・届出システムの拡充による市民サービスの向上：合計 25 件 (現在 17 件), 電子決済の実現 ② 個人番号カード利用による市民サービスの拡大 ③ 基幹業務共通基盤の構築 ④ セキュリティの向上</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 16 一部事務組合のあり方の検討 | 生活環境部衛生管理課、ごみ対策課、産業経済部農政課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------------------|--------------|------|-----|-------------|--------------|-----------|----------------|---------|-----------|------|-------|-----|--------------|------|-------|--------------|------------|---------|-------|---------|--------------|------|-----|-------------|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 【大洗、鉾田、水戸環境組合】（ごみ処理）脱退に当たっての課題の検討 (し尿処理) し尿処理の将来的なあり方の検討 【笠間・水戸環境組合】解散に当たっての課題の検討 【茨城地方広域環境事務組合】し尿処理の将来的なあり方の検討 【笠間地方広域事務組合】斎場業務の将来的なあり方の検討 【水戸地方農業共済事務組合】1県1組合化に向けた協議の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>一部事務組合は、行政サービスの一部を共同で行うこととして設置する組織である。なお、本市が構成団体となっている一部事務組合は下表のとおりである。</p> <p>市町村合併によって、共同処理する事務の区域が旧市町村の区域に分かれ、同じ市内でありながら、旧市町村ごとに取扱いに違いが生じているものがあることから、一部事務組合のあり方の検討が求められている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一部事務組合名</th> <th>業務内容</th> <th>担当課</th> <th>水戸市以外の構成市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洗、鉾田、水戸環境組合</td> <td>し尿処理、ごみ処理</td> <td>衛生管理課 ごみ対策課</td> <td>鉾田市、大洗町</td> </tr> <tr> <td>笠間・水戸環境組合</td> <td>ごみ処理</td> <td>ごみ対策課</td> <td>笠間市</td> </tr> <tr> <td>茨城地方広域環境事務組合</td> <td>し尿処理</td> <td>衛生管理課</td> <td>笠間市、小美玉市、茨城町</td> </tr> <tr> <td>笠間地方広域事務組合</td> <td>斎場及び火葬場</td> <td>衛生管理課</td> <td>笠間市、城里町</td> </tr> <tr> <td>水戸地方農業共済事務組合</td> <td>農業共済</td> <td>農政課</td> <td>茨城町、大洗町、城里町</td> </tr> </tbody> </table> | | 一部事務組合名 | 業務内容 | 担当課 | 水戸市以外の構成市町村 | 大洗、鉾田、水戸環境組合 | し尿処理、ごみ処理 | 衛生管理課 ごみ対策課 | 鉾田市、大洗町 | 笠間・水戸環境組合 | ごみ処理 | ごみ対策課 | 笠間市 | 茨城地方広域環境事務組合 | し尿処理 | 衛生管理課 | 笠間市、小美玉市、茨城町 | 笠間地方広域事務組合 | 斎場及び火葬場 | 衛生管理課 | 笠間市、城里町 | 水戸地方農業共済事務組合 | 農業共済 | 農政課 | 茨城町、大洗町、城里町 |
| 一部事務組合名 | 業務内容 | 担当課 | 水戸市以外の構成市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大洗、鉾田、水戸環境組合 | し尿処理、ごみ処理 | 衛生管理課 ごみ対策課 | 鉾田市、大洗町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笠間・水戸環境組合 | ごみ処理 | ごみ対策課 | 笠間市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 茨城地方広域環境事務組合 | し尿処理 | 衛生管理課 | 笠間市、小美玉市、茨城町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笠間地方広域事務組合 | 斎場及び火葬場 | 衛生管理課 | 笠間市、城里町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水戸地方農業共済事務組合 | 農業共済 | 農政課 | 茨城町、大洗町、城里町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | 市町の区域や社会経済情勢の変化等を踏まえ、構成市である立場から積極的に働きかけを行うとともに、関係市町と一部事務組合の将来のあり方について検討を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 団体名 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 |
|---------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 年度計画 | 大洗、鉾田、水戸環境組合 (ごみ) | 脱退に向けた協議 | 脱退に向けた協議 | 脱退に向けた協議 | 脱退に係る手続 |
| | 大洗、鉾田、水戸環境組合 (し尿) | 方針決定 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 |
| | 笠間・水戸環境組合 | 解散に向けた協議 | 解散に向けた協議 | 解散に向けた協議 | 解散に係る手続 |
| | 茨城地方広域環境事務組合 | 方針決定 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 |
| | 笠間地方広域事務組合 | 方針決定 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 | 方針に基づく推進 |
| | 水戸地方農業共済事務組合 | 県内組合の統合 | | | |
| 目標すべき成果 | ① 運営の効率化、合理化 ② 運営経費の削減 | | | | |

⑧ 民間活力活用の推進

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---------------|-------|-------------------------|------------------------|----|----|----|----|
| 実施項目名 | 17 事務事業の民間活力活用の推進 | | 総務部行政改革課、各部各課 | | | | | | | |
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小吹清掃工場の一部委託（H25年度） ・ 舗装維持補修について一部委託（H25年度） ・ 下水処理場への包括的民間委託の導入（H27年度） ・ 単独調理校調理業務の委託（H26年度） | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>民間に委ねることが効果的である事務事業については、民間活力の活用を図ることとし、一定の成果を上げてきているが、検討が済んでいない事務事業もあることから、今後も取組を推進する必要がある。</p> <p>また、新たに民間活力の活用を図ることができる事務事業も整理が必要である。</p> | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 現在、市が行っている様々な事務事業について、民間の知恵とアイデアの活用による市民サービスの維持・向上及びコストの削減の可能性について十分な検討を行い、民間活力の活用の推進を図る。その際は、各職種における職員の年齢構成や退職者の動向を踏まえ、計画的な移行を図るものとする。 (民間活力活用の検討を図る事務事業)</p> <p>見川クリーンセンター維持管理業務、公園墓地維持管理業務、ごみ収集業務、道路維持補修業務</p> <p>② 各課を対象に民間委託に係る提案の募集を実施し、更なる民間活力の活用を推進する。</p> | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">民間活力活用の検討 を図る事務事業名等</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">28</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">29</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">30</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">31</td> </tr> </table> | | | | | 民間活力活用の検討 を図る事務事業名等 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 民間活力活用の検討 を図る事務事業名等 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | |
| 年度計画 | ①民間活力の活用 ・見川クリーンセン ター維持管理業務 ・公園墓地維持管理 業務 ・ごみ収集業務 ・道路維持補修業務 | 委託業務の 拡大方針の 決定 民間委託化 委託化方針 の決定 委託業務の 検討 | 委託の準備 | 委託の準備 | 委託の準備 (設備改良 工事完了) | | | | | |
| | ②民間委託に係る提 案の募集・推進 | 募集・推進 | 募集・推進 | 募集・推進 | 募集・推進 | | | | | |
| | ① 民間の能力等を活用したサービスの維持・向上 ② 管理運営経費の削減 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------|-------|-------|-----|-----|--------|----|----|-------|----|----------|------------|----|----|----|-----|-------------------|----|----|----|-----|-------------------|----|----|----|--------|----|----|----|-------|-------|-------|----|----|----|--|
| 実施項目名 | 18 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進 | 総務部行政改革課、公の施設の所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場への指定管理者制度の導入（H25年度） ・ 市営住宅への指定管理者制度の導入（H26年度） ・ 指定管理者制度の運用基本方針の策定（H26年度） ・ 図書館への指定管理者制度導入方針の決定（H26年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>民間に委ねることが効果的である公の施設の管理運営事務については、民間活力の活用を図ることとし、一定の成果を上げてきているが、検討が済んでいない施設もあることから、今後も取組を推進する必要がある。</p> <p>また、指定管理者制度の運用基本方針において、民間活力活用の検討を行う施設となっている施設については、検討が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>直営施設及び新規設置施設について、民間の創意工夫により市民サービスの維持・向上及び管理運営経費の削減などの効果が図られる施設については、指定管理者制度や業務委託などの民間活力活用の推進を図る。</p> <p>（民間活力活用の検討を図る施設）</p> <p>市民センター、公設地方卸売市場、保育所、幼稚園、少年自然の家、新市民会館</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <tr> <td>民間活力活用の検討 を図る施設名</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>市民センター</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>方針の決定</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>公設地方卸売市場</td> <td>導入方針に基づく推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>適正規模・適正配置方針に基づく推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>適正規模・適正配置方針に基づく推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>方針の決定</td> </tr> <tr> <td>新市民会館</td> <td>方針の決定</td> <td>準備</td> <td>準備</td> <td>準備</td> </tr> </table> | 民間活力活用の検討 を図る施設名 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | 市民センター | 検討 | 検討 | 方針の決定 | 推進 | 公設地方卸売市場 | 導入方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 保育所 | 適正規模・適正配置方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 幼稚園 | 適正規模・適正配置方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 少年自然の家 | 検討 | 検討 | 検討 | 方針の決定 | 新市民会館 | 方針の決定 | 準備 | 準備 | 準備 | |
| 民間活力活用の検討 を図る施設名 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民センター | 検討 | 検討 | 方針の決定 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公設地方卸売市場 | 導入方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育所 | 適正規模・適正配置方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 | 適正規模・適正配置方針に基づく推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 少年自然の家 | 検討 | 検討 | 検討 | 方針の決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新市民会館 | 方針の決定 | 準備 | 準備 | 準備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ① 民間の能力等を活用したサービスの維持・向上 ② 管理運営経費の削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 未来へ向けた財政基盤の構築

⑨ 的確な財政分析

| | | | | | |
|----------------|--|--------|-------|-------|-------|
| 実施項目名 | 19 財政状況の分析 | 財務部財政課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 「水戸市財政の現状」の公表（H25年度～） | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市においては、毎年度、過去10年間の決算データを基に財政状況の把握と分析を行い、「水戸市財政の現状」を作成し、市ホームページで公表してきた。また、広報などでも財政状況の公表に努めてきた。</p> <p>公表に当たっては、専門的な指標や用語の解説等を記載しているが、市民にとってより理解しやすい表記に努める必要がある。</p> | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>持続可能な財政運営に向けて、市財政状況の的確な把握と分析を行うこととし、引き続き「水戸市財政の現状」を作成し、公表する。</p> <p>なお、市の財政状況について市民の理解が深まるよう、内容や表現をより分かりやすい形式で公表する。</p> | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 「水戸市財政の現状」の作成・公表 | 作成・公表 | 作成・公表 | 作成・公表 | 作成・公表 |
| 目指すべき成果 | <ol style="list-style-type: none"> 持続可能な財政運営 財政運営に対する透明性の確保及び市民の理解の向上 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|--------|----|----|----|
| 実施項目名 | 20 大型プロジェクトの財政計画の公表 | 財務部財政課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | 新規 | | | | |
| 現状・課題 | 本市は、現在、市民サービスの向上や交流人口の増加はもとより、将来の水戸市の大きな発展に向け、四つの大型プロジェクトを推進している。これらの事業は、いずれも多額の事業費を要するものであるため、事業効果や財政計画について市民に丁寧な説明を行う必要がある。 | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | 大型プロジェクトの実施について、市民に丁寧な説明を行うため、全体的な事業費を明らかにするとともに、国県補助や震災復興特別交付税などの財源確保や、交付税措置の有利な市債や積立基金の計画的な活用など、財政負担の軽減に向けた取組について、分かりやすい財政計画を作成し、公表する。施設整備後の市債償還負担などについても推計を行うことにより、大型プロジェクト実施に伴う全体の財政計画を明らかにする。 | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 大型プロジェクトの財政計画の策定・公表 | 策定・公表 | 改定 | 改定 | 改定 |
| 目標すべき成果 | 市民への説明責任を果たしながらの大型プロジェクトの推進 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|--------|-----|-----|-----|
| 実施項目名 | 21 中長期的視点に基づく財政運営 | 財務部財政課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | 新規 | | | | |
| 現状・課題 | <p>予算編成や今後の財政運営の指針として、毎年度、今後5年間の財政推計を行うことにより「水戸市の中長期的財政見通し」を策定し、市ホームページで公表している。</p> <p>また、市債の発行については、期間内の発行上限額（大型プロジェクトを除く普通債の新規発行額を元金償還額の8割以内に抑制）を設定し、将来の公債費負担の縮減を図ってきた。</p> <p>しかし、大型プロジェクトの本格的な実施に伴い、一時的に多額の市債発行が見込まれることから、これを踏まえた財政推計を行い、市債残高と公債費負担の適切な管理など中長期的視点に基づく財政運営を行う必要がある。</p> | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>財政規律を堅持するとともに、将来にわたる安定的な財政運営を確保するための指針として、「みと財政安心ビジョン」を策定し、中長期的な視点に基づく財政推計について、市民に分かりやすい形式で公表する。</p> <p>策定に当たっては、歳入歳出予算に加え、基金残高や市債残高、財政指標等の推計を明らかにすることにより、市の財政運営に対する透明性の確保と市民の理解の向上に努める。</p> | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 |
| | みと財政安心ビジョンの策定・公表 | 策定・公表 | 改定 | 改定 | 改定 |
| 目指すべき成果 | <p>① 財政規律の堅持と将来にわたる安定的な財政運営の確保</p> <p>② 財政運営に対する透明性の確保及び市民の理解の向上</p> | | | | |

⑩ 岁出の合理化

| | | | | | |
|----------------|---|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 実施項目名 | 22 給与の適正化 | 総務部人事課 | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市独自基準による給与の減額 (H25年度：454,529千円、H26年度：8,376千円) 給与制度の総合的な見直し（給料表の2%引き下げ等） | | | | |
| 現状・課題 | <p>職員の給与については、国家公務員に準拠した給与制度とするため、これまでも人事院勧告に準じた見直しを行ってきており、平成27年4月からは「給与制度の総合的な見直し」を実施するとともに、他の地方公共団体の状況を考慮した上で、各種手当の廃止等の見直しを行ってきた。さらに、市独自基準による給与減額措置として、常勤特別職給与の減額、地域手当の抑制及び管理職手当の減額を行ってきた。</p> <p>今後も本市の財政状況や官民の給与較差を踏まえ、市民に理解が得られるような給与体系の見直しが必要となる。また、人事評価制度を本格実施し、評価結果に基づく勤務成績等を給与に適正に反映させる必要がある。</p> | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <ol style="list-style-type: none"> 官民較差に基づく給与の適正化を図る。 職員一人ひとりの意欲を引き出すため、人事評価結果を給与へ適正に反映させる。 | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | ①給与の適正化 | 適正化の推進 | 適正化の推進 | 適正化の推進 | 適正化の推進 |
| | ②人事評価結果の給与への反映 | 全職員を対象とした人事評価の実施 | 人事評価結果の給与への反映 | 人事評価結果の給与への反映 | 人事評価結果の給与への反映 |
| 目標すべき成果 | <ol style="list-style-type: none"> 市民に理解される適正な給与水準の実現 勤務成績に対応した給与制度の確立 | | | | |

| 実施項目名 | 23 補助金・負担金の適正化 | 財務部財政課 | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|---------------|---------------|---------------|----|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し状況 H25 年度予算 休止 1 件, 減額 2 件 (1,300 千円) H26 年度予算 減額 1 件 (200 千円) H27 年度予算 廃止 4 件, 減額 10 件, 整理統合 4 件, 増額 2 件 (106,945 千円) 負担金の見直し状況 H25 年度予算 削減 18 件 (493 千円) | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>補助金については、定期的に補助金等検討専門委員による検討を行っており、予算編成において見直しを行ってきた。今後も、社会経済環境が変化する中で、市民ニーズに対応し、効果的に活用できるように、定期的な効果の検証が必要である。</p> <p>また、負担金については、支出先団体に経費削減を要請するなど、支出削減に努めてきたが、費用対効果の観点から、引き続き支出の適正化を図る必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>補助金については、平成 26 年度の補助金等検討専門委員による検討結果を踏まえ、毎年度予算編成において見直しを検討する。</p> <p>負担金については、支出先団体に対し、引き続き経費削減による負担金の削減を求めるとともに、任意加入の団体負担金については、加入の是非にまで踏み込んで費用対効果の検証を行う。</p> | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金・負担金の継続見直し</td> <td>補助金・負担金の継続見直し</td> <td>補助金・負担金の継続見直し</td> <td>補助金・負担金の継続見直し</td> <td>補助金・負担金の継続見直し</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | 補助金・負担金の継続見直し | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | 補助金・負担金支出の適正化 | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------|---|---|
| 実施項目名 | 24 社会保障制度の適正な運営 | 保健福祉部各課 |
| 前プランでの取組実績 | <p>【国民健康保険】特定健康診査受診率の向上 (H24年度) 22.3%→(H26年度) 25.0%</p> <p>【介護保険】介護給付費の適正化 過誤請求返還金 (H25年度) 9,526千円, (H26年度) 6,000千円</p> <p>【健康の保持増進】</p> <p>介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次予防事業 (H25年度) 4,757回, (H26年度) 4,983回 ・ 二次予防事業 (H25年度) 159回, (H26年度) 50回 <p>健康増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査・各種がん検診 (H25年度) 延57,538人 (H26年度) 延57,577人 <p>【生活保護】就労支援に伴う保護費減額及び保護廃止 (H25年度) 179件, 43,251千円, (H26年度) 251件, 77,348千円</p> | <p>次のような課題があることから、社会保障制度の運営を維持するための施策を推進する必要がある。</p> <p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の特定健康診査受診率は、県内において下位に位置しており、より一層の受診率の向上に向けた取組が必要である。また、国民健康保険の給付費が増加しているため、医療費の適正化を図る必要がある。 <p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展とともに、介護給付費や被保険者の介護保険料の負担も増加しており、給付費の適正化が必要である。 <p>【健康の保持増進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防や疾病の早期発見のため、健（検）診の未受診者への受診勧奨に取り組んでいるが、受診率の向上が課題である。 ・高齢者が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるよう介護予防事業の推進に努めているが、法改正が頻繁に行われるため、その都度事業の見直しが必要である。 <p>【生活保護等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の生活保護世帯は、平成25年度を境に減少に転じたが、今なお約4,000世帯の生活保護世帯が存在しており、自立に向けた支援や不正受給防止への取組が必要である。 <p>また、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度の充実を図り、生活保護に至る世帯を減らすことも必要である。</p> <p>【ひとり親家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年の母子・寡婦福祉法等の改正により、手当支給による生活支援から受給者の就労・自立支援に移行しているため、ひとり親家庭の自立に向けた支援が必要である。 |
| 現状・課題 | | |

**課題を解
決するた
めの実施
内容**

社会保障制度の健全な運営を維持するため、歳出の抑制策を推進するとともに、国民健康保険税及び介護保険料について、定期的な見直しによる適正な賦課を行う。（収納率向上対策について別掲）

【国民健康保険】

- ・医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査受診の勧奨の徹底を図る。

【介護保険】

- ・事業所の指導監査やケアプランチェック、認定調査員の育成などこれまでの取組を継続し、給付費の適正化及び要介護認定の適正化に努める。
- ・特定介護助成制度の見直しを行い、社会福祉法人軽減事業への一本化を行う。

【健康の保持増進】

- ・市民の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談及び健康診査等の健康増進事業を実施する。
- ・介護予防のため、高齢者を対象とした介護予防事業を実施する。

【生活保護等】

- ・ハローワークとの連携の下、生活保護受給者の特性にあつた就労支援を行う。また、扶養義務者に対しての扶養能力調査を推進するとともに、不正受給防止のため収入申告義務の周知徹底を図る。
- ・生活困窮者の自立支援の推進を図る。

【ひとり親家庭】

- ・ハローワークと連携し、求人情報を提供し、早期就職及び自立を支援する。

| | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------------------------------|--|--|--|--|----|
| 【国民健康保険】 | 38% | 40% | 42% | 44% | |
| ・ジェネリック医薬品に切替えた割合（26年度：34.3%） | | | | | |
| ・特定健康診査受診率勧奨の強化（26年度：25.0%） | 受診率 27% | 受診率 29% | 受診率 31% | 受診率 33% | |
| ・国保税の適正化 | | 改定の検討 | 国保制度改革に伴う改定 | | |
| 【介護保険】 | 事業所の指導監査 40 事業所 集団指導 2 回 ケアプランチエック 250 件 | |
| ・要介護認定の適正化 | 適正化の推進 | 適正化の推進 | 適正化の推進 | 適正化の推進 | |
| ・特定介護助成制度の見直し | 検討 | 見直し | | | |
| ・介護保険料の適正化 | | 改定の検討 | 改定 | | |
| 【健康の保持増進】 | 取組の推進 | 取組の推進 | 取組の推進 | 取組の推進 | |
| ・健康増進事業の推進 | | | | | |
| ・介護予防事業の実施（26年度：81,183人） | 介護予防事業への参加人数 延べ83,500人 | 介護予防事業への参加人数 延べ85,500人 | 介護予防事業への参加人数 延べ87,500人 | 介護予防事業への参加人数 延べ89,500人 | |
| 【生活保護】 | 就職者数 360人 | 就職者数 360人 | 就職者数 360人 | 就職者数 360人 | |
| ・就労支援の推進 | | | | | |
| ・不正受給の防止 | 収入申告義務の徹底 | 収入申告義務の徹底 | 収入申告義務の徹底 | 収入申告義務の徹底 | |
| ・扶養義務調査 | 調査の徹底 | 調査の徹底 | 調査の徹底 | 調査の徹底 | |
| 【生活困窮者】 | 就職者数 15 人 | 就職者数 18 人 | 就職者数 21 人 | 就職者数 24 人 | |
| ・自立支援の推進 | | | | | |
| 【ひとり親家庭】 | 就職者数 12 人 | 就職者数 12 人 | 就職者数 12 人 | 就職者数 12 人 | |
| ・就労・自立支援の推進 | | | | | |
| 目標すべき成果 | 社会保障制度の適正な運営 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|-------------------|-------|-------|-------|
| 実施項目名 | 25 外郭団体の財務体質・執行体制の改善 総務部行政改革課、外郭団体所管課 | | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体派遣職員の引揚げ2人（H25年度、H27年度） ・ 統合の方向性の決定 <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会と社会福祉事業団 統合の方向性を「統合」で決定（H25年度） ② 商業・駐車場公社と勤労者福祉サービスセンター 統合の方向性を「見送り」で決定（H26年度） ③ 公園協会とスポーツ振興協会 統合の方向性を「当面見送り」で決定（H26年度） | | | | |
| 現状・課題 | <p>外郭団体は、公の施設の管理や各団体の設立目的に沿った自主事業を行うなど、市の施策と密接な関係のある分野を補完する役割を担ってきた。</p> <p>各団体の運営に当たっては、これまで、外郭団体の統合の検討、市派遣職員の引き揚げ、経営改善計画に基づく経営改善などを実施してきたところである。</p> <p>しかし、外郭団体を取り巻く環境が変化しているため、事業内容や市の関与のあり方について検討する必要がある。特に、指定管理者となっている団体の多くは、非公募による選定となっているため、自立した効率的な運営に向けて、さらなる経営改善を図る必要がある。</p> <p>なお、土地開発公社については、先行取得用地の買戻しが終了見込であることから、団体のあり方について検討する。</p> <p>【水戸市の外郭団体】</p> <p>芸術振興財団、国際交流協会、土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センター、勤労者福祉サービスセンター、商業・駐車場公社、観光協会、農業公社、公園協会、スポーツ振興協会</p> | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>各団体の経営改善計画に基づき、引き続き財務体質や執行体制の改革改善を実施する。</p> <p>なお、土地開発公社の団体のあり方について検討する。</p> | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | 経営改善計画に基づく改革改善の推進 | 新しい計画の策定 計画の推進 | 計画の推進 | 計画の推進 | 計画の推進 |
| | 土地開発公社のあり方の検討 | 方針決定 | 推進 | | |
| 目指すべき成果 | <ol style="list-style-type: none"> ① 外郭団体経営の健全化 ② 外郭団体の運営に係る経費の削減 ③ 外郭団体運営の活性化 | | | | |

⑪ 歳入の確保

| | | | | | | | |
|----------------|--|-------------|----|----|------------|--|--|
| 実施項目名 | 26 収納率の向上 | 財務部収税課、各部各課 | | | | | |
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率の向上に向けた取組の推進（H25年度～） ・ 行政評価において、滞納整理手段の評価を実施（H26年度～） | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>市税等の収納については、納付機会の拡大や納税相談、財産調査及び滞納処分等の強化に取り組み、収入未済額の縮減・解消に努めるとともに、収税課を中心とした収納対策本部において債権管理マニュアルのもと、統一した管理手法による債権の適正管理を推進してきた。また、平成26年度及び平成27年度には、行政評価において「滞納整理事務」をテーマに滞納整理手段の有効性等について、外部委員の意見を踏まえながら評価を実施した。これらの取組により、市税収納率（決算）が87.8%（平成23年度）から92.9%（平成26年度）に5.1ポイントアップするなど、着実に成果につながっている。</p> <p>しかし、依然として収入未済額があることから、納税者及び受益者間の公平性の確保や安定的な財源確保を図るために、年間事務計画及び滞納整理の手法の見直しなど、更なる取組の強化が必要である。</p> | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>債権の種別に応じて、督促、催告書の送付、差押えなどの滞納整理手段を適切に実施し、効率的かつ効果的な滞納整理事務を推進する。特に、新たな滞納者を増やさないために、口座振替の推進に取り組むとともに、自主納付に向けた意識啓発を推進する。なお、収納率については、状況に応じて、毎年度、適切に目標を設定する。</p> | | | | | | |
| 年度計画 | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| | 収納率向上に向けた取組の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進（目標値は別表） | | |
| 目標すべき成果 | <p>① 収納率向上による財源確保 ② 納税者及び受益者間の公平感の確保</p> | | | | | | |

別表

| 収納率 | 26年度 | | | 31年度 目標値 |
|-------------|-------|-------|-------|-----------------|
| | 現年度 | 過年度 | 合計 | |
| 市税 | 98.3% | 27.4% | 92.9% | 95.0% |
| 国民健康保険税 | 86.5% | 20.4% | 61.9% | 75.0% |
| 介護保険料 | 97.6% | 9.3% | 93.6% | 95.4% |
| し尿処理手数料 | 97.0% | 53.7% | 94.4% | 95.2% |
| 保育所利用者負担金 | 98.6% | 21.3% | 93.8% | 95.5% |
| 市営住宅家賃等 | 93.3% | 6.2% | 56.2% | 64.5% |
| 農業集落排水施設使用料 | 97.5% | 25.7% | 90.3% | 93.0% |
| 水道料金 | 96.2% | 72.8% | 95.1% | 95.6% |
| 下水道使用料 | 85.8% | 39.4% | 83.6% | 95.4% (打切決算) |

※年度目標については、最終目標のみを掲載し、毎年度、適切に目標を設定する。

| 実施項目名 | 27 受益者負担の適正化 | 財務部財政課、各部各課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|-------|-------|--|------|----|----|----|----|--|----|--|-------|----|--------------------|----|--|-------|----|------------------|-------|----|--|-------|--|----|----|----|----|--|-------------|----|----|----|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 改定の実施に伴う収入増 下水道使用料 (H25年度: 303,817千円), 農業集落排水処理施設使用料 (H25年度: 10,935千円) その他の使用料・手数料の改正の実施 (H26年度: 7,767千円) 下水道事業の公営企業化の推進 (財務規定の適用) (H27年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>使用料・手数料については、水戸市使用料等審議会の答申に基づき定期的に見直しを行っており、直近では、平成25年度に下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の料金改定を、平成26年度にその他の使用料・手数料の料金改定等を実施した。また、平成27年度においては、平成28年度の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の料金改定に向けて、同審議会において検討を行っている。</p> <p>今後も受益者負担の適正化を図るため、市民負担への影響を考慮しながら、定期的な見直しを進める必要がある。</p> <p>下水道事業は、地方公営企業法の財務適用をしたところであるが、受益者負担金率の向上や他事業との統合による組織の効率化をはじめとする経営の合理化を検討する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 水戸市使用料等審議会による検討を継続し、3年ごとに見直しを行う。 【下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料】 平成28年度に改定を行う。その後、平成30年度に改定の再検討を行い、平成31年度に再改定を行う。 【その他の使用料・手数料】 平成28年度に改定の検討を、平成29年度に改定を行う。その後、平成31年度に改定の検討を行う。</p> <p>② 現在、使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても受益者負担の適正化の観点から、有料化に向けた検討を行う。</p> <p>③ 下水道事業は、公営企業法における全部適用への移行を推進し、経営の合理化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①使用料の見直し ・下水道使用料 ・農業集落排水処理 施設使用料 ・その他の使用料・ 手数料の改定</td> <td>改定</td> <td></td> <td>改定の検討</td> <td>改定</td> </tr> <tr> <td>②新たな使用料・手 数料の検討</td> <td>改定</td> <td></td> <td>改定の検討</td> <td>改定</td> </tr> <tr> <td>③下水道事業の公 営企業化</td> <td>改定の検討</td> <td>改定</td> <td></td> <td>改定の検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全部適用の 検討</td> <td>準備</td> <td>準備</td> <td>移行</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①使用料の見直し ・下水道使用料 ・農業集落排水処理 施設使用料 ・その他の使用料・ 手数料の改定 | 改定 | | 改定の検討 | 改定 | ②新たな使用料・手 数料の検討 | 改定 | | 改定の検討 | 改定 | ③下水道事業の公 営企業化 | 改定の検討 | 改定 | | 改定の検討 | | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | | 全部適用の 検討 | 準備 | 準備 | 移行 |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①使用料の見直し ・下水道使用料 ・農業集落排水処理 施設使用料 ・その他の使用料・ 手数料の改定 | 改定 | | 改定の検討 | 改定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②新たな使用料・手 数料の検討 | 改定 | | 改定の検討 | 改定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③下水道事業の公 営企業化 | 改定の検討 | 改定 | | 改定の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全部適用の 検討 | 準備 | 準備 | 移行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ①住民負担の公平性の確保 ②受益者負担の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 28 未利用財産の活用と処分 | 総務部財産活用課、水道部経理課 | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 未利用財産の処分等 <p>財産活用課：(H25年度) 536,997千円、(H26年度) 367,371千円 (H27年度) 28,361千円</p> <p>経理課：(H25年度) 338千円、(H26年度) 1,013千円 (H27年度) 81,547千円</p> | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>未利用財産については、平成19年度に策定した未利用財産有効活用指針に基づき、一般競争入札などによる売却や貸付を進めてきた。しかし、対象地の諸条件等が劣るなど活用が進まない財産が多く、これらが長期保有となり、維持管理費用が負担となっている。</p> <p>水道部においても、平成21年度に策定した水道部未利用財産等有効活用指針に基づき、斡旋業務委託制度やインターネットオークションなどにより売却を進めてきた。しかし、不動産市場の長期低迷などにより活用が進まない財産が残っている。</p> | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | 一般競争入札等による売払いを推進するとともに、狭小な土地については、隣接地権者へ売却の働きかけを継続する。また、民間活力を活用した処分方策を検討する。なお、広報みどり及び市ホームページで未利用地の情報提供を行い、売却や貸付の推進を図る。 | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未利用財産の売却と貸付</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 未利用財産の売却と貸付 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 未利用財産の売却と貸付 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ① 売却や貸付による収入確保 ② 維持管理経費の削減 | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 29 新たな財源の拡充 | 財務部財政課、各部各課 | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------|----|----|----|----|-------------|--|--|--|--|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 新規実施分 H25 年度 臨時庁舎自動販売機配分金 (1,760 千円) H26 年度 広告 2 件 (580 千円) 水戸黄門ふるさと寄附金の拡充 H27 年度予算 80,000 千円 (H26 決算 12,875 千円) | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>新たな財源の拡充については、歳入等検討委員会や毎年の予算編成時において検討を行っており、これまで、広報紙などの刊行物、指定ごみ袋、塵芥収集車、市ホームページなどに広告を掲載し、財源の確保に努めてきた。</p> <p>また、ネーミングライツを市立競技場に導入したほか、平成 27 年度からは、積極的な PR と市特産物の贈呈により、水戸黄門ふるさと寄附金の拡充を図っている。</p> <p>今後も自主財源の確保に向けて、引き続き新たな財源の拡充の検討を行う必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>積極的な財源の確保に向けて、広告掲載の拡大や「水戸黄門ふるさと寄附金」の拡充を図るとともに、新たな財源拡充の手法について検討を行う。</p> <p>また、市有財産の有効活用の観点から、公共施設へのネーミングライツ導入に向けた取組を推進する。</p> | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財源拡充策の検討・推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | 財源拡充策の検討・推進 | | | | | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 財源拡充策の検討・推進 | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | 自主財源の確保 | | | | | | | | | | | |

(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成

⑫ 人材の育成

| 実施項目名 | 30 職員の能力育成 | 総務部人事課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|----|----|----|----|---|----|----|----|----|-----------------|--------|----|----|----|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主研修に対する助成の実施（H25年度～） ・ 民間企業派遣研修の実施（H26年度～） ・ 人材育成基本方針の策定（H27年度） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市では、自己申告書の活用、特定事務の公募などによる人事異動及び階層別研修などによる職員研修を中心に、職員の能力育成に取り組んできており、組織の活性化や職員一人ひとりの能力発揮につなげてきた。</p> <p>人事異動に当たっては、各部署の業務執行に支障が生じないようにするとともに、各職員の経験や能力・適性を踏まえるなどバランスに配慮する必要がある。また、採用後の一定期間を能力育成期間と位置付け、計画的に複数の業務を経験させるジョブ・ローテーションに取り組む必要がある。</p> <p>人材の育成に当たっては、組織及び地域をリードし、自ら考え方行動できる地方創生時代にふさわしい人材が求められているため、研修を一層充実させるとともに、自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援が必要である。また、技術職員の育成についても、今後も継続して取り組んでいく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>① 人材育成基本方針に基づき研修を推進する。特に、マネジメント力向上させる研修や技術職員の能力の維持・向上を図る研修を充実させる。また、自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりを支援する。</p> <p>② ジョブ・ローテーションを実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①研修の推進 ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>②ジョブ・ローテーションの推進</td> <td>制度の具体化</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①研修の推進 ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ②ジョブ・ローテーションの推進 | 制度の具体化 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | |
| ①研修の推進 ・人材育成基本方針に基づく研修の実施 ・自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | | | | | | | | | | | | | |
| ②ジョブ・ローテーションの推進 | 制度の具体化 | 実施 | 実施 | 実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 計画的な人材育成 ② 組織の活性化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施項目名 | 31 人事評価制度の推進 | 総務部人事課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|----|----|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 人事評価の実施（H25年度～） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市の人事評価制度は、仕事の成果を評価する「業績評価」、職務遂行過程における行動や姿勢等を評価する「能力評価」及び「執務態度評価」で構成され、制度の活用により、計画的な人材育成及びコミュニケーションによる組織の活性化を図ってきた。また、評価対象については、管理職から年次的に対象を拡大し、実施している（技能労務職等は試行段階）。</p> <p>今後は、公平・公正な評価を確保するための職員研修を引き続き実施するとともに、評価の事務負担の軽減や任用、給与、分限その他の人事管理への人事評価の結果の活用を進める必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <p>① 職員の能力・業績を生かした、公平・公正性、納得性及び信頼性の高い人事評価制度の運用を実現するため、定期的に見直しを図るとともに、研修を実施し、制度の目的・趣旨の浸透及び評価の精度の向上を図る。</p> <p>② 評価結果を適切に給与等へ反映するなど人事管理に活用し、人材の育成及び組織の活性化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全職員を対象とした人事評価の実施</td> <td>評価実施 研修実施</td> <td>評価実施 研修実施</td> <td>評価実施 研修実施</td> <td>評価実施 研修実施</td> </tr> <tr> <td>②評価結果の人事管理への活用</td> <td>評価結果の活用</td> <td>評価結果の活用 給与への反映</td> <td>評価結果の活用 給与への反映</td> <td>評価結果の活用 給与への反映</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①全職員を対象とした人事評価の実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | ②評価結果の人事管理への活用 | 評価結果の活用 | 評価結果の活用 給与への反映 | 評価結果の活用 給与への反映 | 評価結果の活用 給与への反映 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | |
| ①全職員を対象とした人事評価の実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | 評価実施 研修実施 | | | | | | | | | | | | | |
| ②評価結果の人事管理への活用 | 評価結果の活用 | 評価結果の活用 給与への反映 | 評価結果の活用 給与への反映 | 評価結果の活用 給与への反映 | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | <p>① 職員のモチベーションの向上</p> <p>② 公平・公正性、納得性、信頼性の高い人事評価制度の実現</p> <p>③ 評価結果の人事管理への適切な活用</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑬ 多様な人材の確保

| 実施項目名 | 32 多様な人材の確保 | 総務部人事課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|---------------|---------------|---------------|-----|-----|-----------|--|--|--|--|------------|----|----|----|----|------------------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|----|---------|----|----|-----------|--|--|--|--|---------------------|----|----|--|--|--|
| 前 プランで の取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 採用試験において特別選抜枠試験の実施（H25年度採用～） 民間企業等経験者を対象とした採用試験の実施（H25年度採用～） 任期付採用職員の採用（調理員）（H25年度採用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市では、特別選抜試験や民間企業経験者を対象とした採用試験を実施するなど、計画的に人材を採用してきた。今後も、限られた職員数において、多様化する市民ニーズへ対応するとともに、大型プロジェクトや中核市への移行などを推進するためには、多様な人材の確保とその能力の向上が求められている。</p> <p>また、これまでも管理職への女性職員の登用を図ってきたところであるが、女性の活躍を推進するために更なる取組が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決 するための 実施内容 | <p>① 中長期的な視点に立ちながら多様な人材の確保に努める。また、広く人材を募集するため、広報資料の作成や採用説明会の開催など広報手法の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別選抜試験を実施する。 民間企業等経験者を対象とした採用試験を実施する。 知識技能の継承を図るため、豊富な行政経験を持つ職員の再任用を実施する。 女性職員の管理職への登用に努める。 任期付採用職員の活用を図る。 <p>② 採用試験実施時期・試験方法について検討するなど、多様な人材確保に向けた新たな取組を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>2.8</th> <th>2.9</th> <th>3.0</th> <th>3.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①多様な人材の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・特別選抜試験の実施</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>・民間企業等経験者採用試験の実施</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>・再任用制度の活用</td> <td>活用</td> <td>活用</td> <td>活用</td> <td>活用</td> </tr> <tr> <td>・女性職員の管理職（27年度：女性管理職 11.8%）への登用</td> <td>推進（女性管理職 14%）</td> <td>推進（女性管理職 16%）</td> <td>推進（女性管理職 18%）</td> <td>推進（女性管理職 20%）</td> </tr> <tr> <td>・任期付職員の活用</td> <td>検討</td> <td>採用試験の実施</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>②新たな取組の検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・採用試験実施時期・試験方法等の見直し</td> <td>検討</td> <td>推進</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | ①多様な人材の確保 | | | | | ・特別選抜試験の実施 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | ・民間企業等経験者採用試験の実施 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | ・再任用制度の活用 | 活用 | 活用 | 活用 | 活用 | ・女性職員の管理職（27年度：女性管理職 11.8%）への登用 | 推進（女性管理職 14%） | 推進（女性管理職 16%） | 推進（女性管理職 18%） | 推進（女性管理職 20%） | ・任期付職員の活用 | 検討 | 採用試験の実施 | 推進 | 推進 | ②新たな取組の検討 | | | | | ・採用試験実施時期・試験方法等の見直し | 検討 | 推進 | | | |
| 実施内容 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①多様な人材の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・特別選抜試験の実施 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・民間企業等経験者採用試験の実施 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・再任用制度の活用 | 活用 | 活用 | 活用 | 活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・女性職員の管理職（27年度：女性管理職 11.8%）への登用 | 推進（女性管理職 14%） | 推進（女性管理職 16%） | 推進（女性管理職 18%） | 推進（女性管理職 20%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・任期付職員の活用 | 検討 | 採用試験の実施 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②新たな取組の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・採用試験実施時期・試験方法等の見直し | 検討 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ① 多様な人材の確保による組織の活性化 ② 効率的な行政運営の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑯ ワーク・ライフ・バランスの推進

| 実施項目名 | 33 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 総務部人事課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|--------------|--------------|----|----|---|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|----|----|----|----|--------------------------------------|------|------|------|------|-------------------|----|----|----|----|--|
| 前プランでの取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務の削減 (H25年度) 19,513千円, (H26年度) 46,939千円 職員のメンタルヘルス研修の実施 (H25年度～) 男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇, 育児休業の取得の推進 (H25年度～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>本市では、時間外勤務の削減に向けた取組のほか、定期健康診断や各種相談、長期療養職員への対応などのメンタルヘルスケアを実施し、職員の心と体の健康づくりに取り組んできた。</p> <p>また、急速な少子化の進行に対する次世代育成支援対策として、育児休業や男性職員の育児参加休暇の取得促進など、職場の仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを推進してきた。</p> <p>今後も、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、職員がその能力を十分に発揮できるよう、健康の保持・増進に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を図る必要がある。特に、精神疾患による療養職員数が増加傾向にあり、職場のストレスや心の健康問題が深刻化しているため、対策の充実・強化が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題を解決するための実施内容 | <ol style="list-style-type: none"> 時間外勤務の削減、年次休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を推進する。 ワーク・ライフ・バランスに係る研修の実施など意識啓発に向けた取組を推進する。 職員の健康管理とメンタルサポートを効果的に継続していくため、更なる強化を図る。 男性の育児参加に向けた取組を推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度計画 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ワーク・ライフ・バランスの推進 ・時間外勤務時間の縮減 (26年度：年 144.4 時間)</td> <td>推進 (3%減)</td> <td>推進 (5%減)</td> <td>推進 (8%減)</td> <td>推進 (10%減)</td> </tr> <tr> <td>・年次休暇の取得促進 (26年度：年 10 日)</td> <td>推進 (年12日)</td> <td>推進 (年13日)</td> <td>推進 (年14日)</td> <td>推進 (年15日)</td> </tr> <tr> <td>②職員の意識啓発に向けた取組の推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>③職員の健康管理とメンタルサポート (長期療養職員数：26年度 31人)</td> <td>改善推進</td> <td>改善推進</td> <td>改善推進</td> <td>改善推進</td> </tr> <tr> <td>④男性の育児参加に向けた取組の推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </tbody> </table> | 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | ①ワーク・ライフ・バランスの推進 ・時間外勤務時間の縮減 (26年度：年 144.4 時間) | 推進 (3%減) | 推進 (5%減) | 推進 (8%減) | 推進 (10%減) | ・年次休暇の取得促進 (26年度：年 10 日) | 推進 (年12日) | 推進 (年13日) | 推進 (年14日) | 推進 (年15日) | ②職員の意識啓発に向けた取組の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | ③職員の健康管理とメンタルサポート (長期療養職員数：26年度 31人) | 改善推進 | 改善推進 | 改善推進 | 改善推進 | ④男性の育児参加に向けた取組の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | |
| 実施内容 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①ワーク・ライフ・バランスの推進 ・時間外勤務時間の縮減 (26年度：年 144.4 時間) | 推進 (3%減) | 推進 (5%減) | 推進 (8%減) | 推進 (10%減) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・年次休暇の取得促進 (26年度：年 10 日) | 推進 (年12日) | 推進 (年13日) | 推進 (年14日) | 推進 (年15日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②職員の意識啓発に向けた取組の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③職員の健康管理とメンタルサポート (長期療養職員数：26年度 31人) | 改善推進 | 改善推進 | 改善推進 | 改善推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④男性の育児参加に向けた取組の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目指すべき成果 | ① 時間外勤務時間の削減, ② 年次休暇の取得率向上, ③ 長期療養職員数の改善, ④ 男性の育児参加の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資 料 編

| | |
|--|----|
| ・ 水戸市行財政改革調査特別委員会設置要項 | 65 |
| ・ 水戸市行財政改革調査特別委員会委員名簿 | 66 |
| ・ 水戸市行政改革推進委員会答申文 | 67 |
| ・ 水戸市行政改革推進委員会条例（抄） | 69 |
| ・ 水戸市行政改革推進委員会委員名簿 | 70 |
| ・ 「水戸市行財政改革プラン 2016（案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方 | 71 |
| ・ 水戸市行政改革推進本部規程（抄） | 72 |

水戸市行財政改革調査特別委員会設置要項

1 目的

我が国の経済は、大胆な金融緩和、機動的な財政政策及び民間投資を喚起する成長戦略の推進等により、緩やかな回復基調にあるものの、公的債務残高がGDPの2倍程度まで累積するなど、極めて厳しい状況にある。

また、地方財政においても、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公債費が高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続いている。

本市においては、これまで平成21年度策定の行財政改革プラン2010など、数次にわたる行財政改革に取り組み、現在は、平成24年度に策定した行財政改革プラン2013などに基づき、職員定数の適正管理、給与の適正化、事務事業の見直し、民間活力活用の推進等、行財政全般にわたって諸般の改革を進めているところである。

このような中、本市においては、新庁舎、新市民会館、新ごみ処理施設及び東町新体育館の大型プロジェクト、中核市への移行に向けた取り組み、平成31年開催の国民体育大会の準備などを着実に推進するとともに、市民生活に密接に関係する行政サービスも維持、向上させていかなければならない。

よって、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現に向けて、持続可能な財政基盤の確立を図るために、行財政改革に徹底的に取り組み、中長期的視点に立った規律ある財政運営を行っていく必要があることから、その進捗状況等について、調査、検討を行うため、行財政改革調査特別委員会を設置する。

2 委員定数

27名

3 付議事件

行財政改革に関する事項

4 調査期限

議会が調査終了を議決するまで

水戸市行財政改革調査特別委員会委員名簿

| | | | | |
|------|---|-----|----|----|
| 委員長 | 須 | 田 | 浩 | 和 |
| 副委員長 | 高 | 倉 | 富士 | 男 |
| | 綿 | 引 | 健 | 子 |
| | 堀 | 江 | 恵 | 子 |
| | 土 | 田 | 記代 | 美 |
| | 田 | 中 | 真 | 己 |
| | 中 | 庭 | 次 | 男 |
| | 小 | 室 | 正 | 己 |
| | 飯 | 田 | 宣 | 美 |
| | 鈴 | 木 | 文 | 子 |
| | 田 | 口 | 亮 | 明 |
| | 大 | 津 | 康 | 一二 |
| | 小 | 泉 | 信 | 太郎 |
| | 木 | 本 | 文 | 隆 |
| | 栗 | 原 | 木 | 勇 |
| | 黒 | 木 | 口 | 蔵 |
| | 田 | 川 | 川 | 夫 |
| | 小 | 渡 | 辺 | 明 |
| | 渡 | 五十嵐 | 政 | 博 |
| | 伊 | 藤 | 充 | 朗 |
| | 安 | 藏 | | 栄 |
| | 内 | 藤 | 丈 | 男 |
| | 高 | 橋 | 丈 | 夫 |
| | 袴 | 塚 | 孝 | 雄 |
| | 松 | 本 | 勝 | 久 |
| | 福 | 島 | 辰 | 三 |

(以上 27 名)

行推答申第1号

平成27年11月20日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市行政改革推進委員会

委員長 馬渡 剛

水戸市行財政改革プラン2016の策定について（答申）

平成27年10月2日付け行革諮問第2号で、当委員会に諮問のありました標記の件について、下記意見を添え、別添のとおり答申いたします。

厳しい行財政環境が続く中、行財政改革プラン2016の基本理念である「強くしなやかな行財政運営の構築」を図るためには、市民目線に立った行財政改革を積極的に進める必要があります。そのため、私たちが審議の中で重視したのは、市民にとってより分かりやすく具体的な計画とすることです。

したがって、年度計画が具体的でない実施項目については、進行管理を行う中で、できるだけ具体化するなど、わかりやすく公表するように努め、市民の理解を得ながら改革を成し遂げていただきたいと考えております。

今後、第6次総合計画の実現に向け、様々な施策を推進するとともに、多様な市民ニーズに応え、行政サービスの質を向上させるためには、職員一人ひとりの努力が求められます。そのため、市長の力強いリーダーシップの下、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むことを要望します。

記

- 1 行財政改革の推進に当たっては、地方創生の計画である「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨に沿って改革に取り組むこと。
- 2 大型プロジェクトの推進に当たっては、一時的な財政負担の増大が見込まれているため、財政状況について市民にわかりやすく説明すること。

- 3 みとの魅力の発信に当たって、テレビをはじめとした様々な媒体を活用する際は、その効果を十分に検証すること。
- 4 組織・機構の適正管理に当たっては、新たな行政需要への対応も必要ではあるが、簡素化することを基本として取組を推進すること。また、職員定数の適正管理に当たっても、同様に削減することを基本として取組を推進すること。

○水戸市行政改革推進委員会条例（抄）

平成7年6月30日
水戸市条例第29号

（設置）

第1条 本市における行政改革を推進するため、水戸市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

水戸市行政改革推進委員会委員名簿

平成27年11月20日現在

| 氏名 | 選出区分 |
|---------|----------------------------|
| 小林 照穂 | 公募 |
| 谷口 孝悦 | 公募 |
| 玉川 直樹 | 公募 |
| 大関 茂 | 地域団体（水戸市住みよいまちづくり推進協議会） |
| 鹿倉 よし江 | 女性団体（水戸女性会議） |
| 田山 和子 | 女性団体（特定非営利活動法人 M・I・T・O 21） |
| 保立 武憲 | 医療・福祉（社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会） |
| 早船 徳子 | 医療・福祉（社団法人 水戸市医師会） |
| 豊崎 繁 | 経営者（水戸商工会議所） |
| 高島 和子 | 経営者（水戸商工会議所女性会） |
| 軍地 美代 | 経営者（JA水戸女性部） |
| 宮下 有一 | 労働（連合茨城中央地域協議会） |
| ○小野 修一郎 | 学識経験者（税理士） |
| ◎馬渡 剛 | 学識経験者（茨城大学） |
| 福澤 真一 | 学識経験者（常磐大学） |
| 委員数 | 15人 |

◎委員長、○副委員長 (敬称略、順不同)

「水戸市行財政改革プラン 2016（案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方

平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 30 日までの間に、「水戸市行財政改革プラン 2016（案）」に対する意見等の募集を行い、1 人から 1 件の意見等をお寄せいただきました。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法 | 人数 |
|--------|-----|
| 直接提出 | 0 人 |
| 郵送 | 0 人 |
| ファックス | 1 人 |
| E-mail | 0 人 |
| 合計 | 1 人 |

意見等については、適宜要約した上で項目ごとに整理し、それに対する水戸市の考え方をまとめています。

| 意見等の概要 | 市の考え方（対応） |
|---|--|
| 人口減少及び人口流出を防ぐためには、若者の意見が重要である。特に、学生を対象に人口減少等を食い止める調査を行い、グループワークをするなど地区会で地域課題を検討することを通して、水戸の魅力を掘り起こして発信することが必要である。そして、行政と民間がパートナーシップ体制を構築し、観光案内を協力して行う。この一連のプロセスが地方の自治力を育てるのである。 | <p>御意見にあるとおり、行政と民間がパートナーシップを構築し、協働のまちづくりを推進することは重要です。</p> <p>本市では、水戸市協働推進基本計画を策定し、協働の考え方をもとに、市民、地域、市民活動団体、企業、行政が一体となって、社会全体で連携・協力し合う協働都市の実現を目指しております。また、行財政改革プラン 2016 前期実施計画（案）においても、実施項目として、地域に関わる担い手の育成や協働の体制づくり等を位置付けており、自治力の向上に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>また、観光案内については、市民、事業者、行政の協働のもと、まち全体でのおもてなし力の向上に向けた取組について観光基本計画に位置付け、取組を推進してまいります。</p> |

○水戸市行政改革推進本部規程（抄）

平成10年5月29日
水戸市規程第8号

（設置）

第1条 本市における行政改革を推進するため、水戸市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長をもって充てる。
- 4 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、本部の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。

（関係職員の出席）

第5条 本部は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（幹事会）

第6条 本部に付すべき事案を協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には主管副市長を、副幹事長には他の副市長をもって充てる。
- 4 幹事には、市長公室長、総務部長、財務部長、水道部長及び教育長をもって充てる。
- 5 幹事会の運営については、前2条の規定を準用する。

(調査部会)

第7条 次の各号に掲げる事項を所掌するため、幹事会に調査部会を置く。

- (1) 行政改革大綱の案の策定に関すること。
 - (2) 実施計画の案の策定に関すること。
 - (3) 実施計画の推進状況の調査に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 調査部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
 - 3 部会長には、総務部長をもって充てる。
 - 4 部会員には、政策企画課長、人事課長及び財政課長をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、幹事長が指名する者を部会員とすることができる。
 - 5 調査部会の運営については、第4条第1項及び第5条の規定を準用する。
 - 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。
 - 7 調査部会は、第1項各号に掲げる事項について策定し、又は調査した場合は、その結果を幹事会に報告するものとする。

(部推進会議)

第8条 次の各号に掲げる事項を所掌するため、本部に部推進会議を置く。

- (1) 各部等の実施計画の案の策定に関すること。
 - (2) 各部等の実施計画の推進に関すること。
 - (3) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 部推進会議の名称、組織及び庶務は、別表第2のとおりとする。
 - 3 部推進会議の運営については、第4条及び第5条の規定を準用する。
 - 4 副委員長を置かない部推進会議において委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。
 - 5 部推進会議は、第1項各号に掲げる事項について策定し、又は推進した場合は、その結果を調査部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部行政改革課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1(第3条関係)

| 本部員 | | | | | | |
|--------|---------|--------|-------|----------|-------------|-----------|
| 教育長 | 水道事業管理者 | 消防長 | 市長公室長 | 総務部長 | 財務部長 | 市民協働部長 |
| 生活環境部長 | 保健福祉部長 | 産業経済部長 | 建設部長 | 都市計画部長 | 下水道部長 | 農業委員会事務局長 |
| 水道部長 | 教育部長 | 議会事務局長 | 会計管理者 | 監査委員事務局長 | 選挙管理委員会事務局長 | |

別表第2(第8条関係)

| 部推進会議 | | | | |
|-----------|--------|---------|--|-------|
| 名称 | 組織 | | | 庶務 |
| | 委員長 | 副委員長 | 委員 | |
| 市長公室推進会議 | 市長公室長 | | 市長公室に属する課長 | 政策企画課 |
| 総務部推進会議 | 総務部長 | | 総務部に属する課長 | 行政改革課 |
| 財務部推進会議 | 財務部長 | 税務事務所長 | 財務部に属する課長 | 財政課 |
| 市民協働部推進会議 | 市民協働部長 | | 市民環境部に属する課長 | 市民生活課 |
| 生活環境部推進会議 | 生活環境部長 | | 生活環境部に属する課長 清掃事務所長 | 環境課 |
| 保健福祉部推進会議 | 保健福祉部長 | | 保健福祉部に属する課長 保健センター所長 | 福祉総務課 |
| 産業経済部推進会議 | 産業経済部長 | | 産業経済部に属する課長 農業技術センター所長 公設地方卸売市場長 | 商工課 |
| 建設部推進会議 | 建設部長 | | 建設部に属する課長 土木補修事務所長 内原建設事務所長 | 建設計画課 |
| 都市計画部推進会議 | 都市計画部長 | 都市計画副部長 | 都市計画部に属する課長 泉町周辺地区開発事務所長 | 都市計画課 |

| | | | | |
|----------------|-------------|------|---|------------|
| 下水道部推進会議 | 下水道部長 | | 下水道部に属する課長 下水道施設管理事務所長 | 下水道管理課 |
| 会計課推進会議 | 会計管理者 | | 会計管理者が指名する職員 | 会計課 |
| 消防本部推進会議 | 消防長 | 消防次長 | 北消防署長 南消防署長 消防本部に属する課長 | 消防総務課 |
| 水道部推進会議 | 水道部長 | | 水道部に属する課長 净水管理事務所長 | 水道総務課 |
| 教育委員会推進会議 | 教育部長 | | 教育委員会事務局に属する課長 中央図書館長 総合教育研究所長 内原中央公民館長 | 教育企画課 |
| 選挙管理委員会事務局推進会議 | 選挙管理委員会事務局長 | | 選挙管理委員会事務局長が指名する職員 | 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員事務局推進会議 | 監査委員事務局長 | | 監査委員事務局長が指名する職員 | 監査委員事務局 |
| 農業委員会事務局推進会議 | 農業委員会事務局長 | | 農業委員会事務局長が指名する職員 | 農業委員会事務局 |
| 議会事務局推進会議 | 議会事務局長 | | 議会事務局に属する課長 | 議会事務局総務課 |

水戸市行財政改革プラン 2016

【大綱及び前期実施計画】

～強くしなやかな行財政運営の構築～

平成 28 年 2 月

編集・発行

水戸市総務部行政改革課

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話 029 (224) 1111
